

# 福島県耐震改修促進計画

[令和3～12年度]



令和3年度

福島県

福島県耐震改修促進計画  
(令和3～12年度)

目次

はじめに	1
第1 計画の概要	2
1 計画の目的	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
4 計画の対象建築物	
第2 建築物の耐震化に関する目標等	9
1 耐震化の現状	
2 耐震化の目標	
第3 建築物の耐震化を促進する施策	15
1 耐震化の主体と役割分担	
2 耐震化の支援制度	
3 耐震化の環境整備	
4 特定優良賃貸住宅の活用	
5 耐震改修計画の認定等	
第4 建築物の減災化を促進する施策	22
1 減災化の基本的対策	
2 ブロック塀等の耐震対策	
3 土砂災害等被害の軽減対策	
4 被災建築物の応急危険度判定	
第5 建築物の耐震化等に関するその他の取組	26
1 市町村との連携	
2 関係団体等との連携	
3 関係法令に基づく措置等	
資料編	31

## はじめに

我が国は、世界で有数の地震大国と言われ、首都直下地震、南海トラフ地震など巨大地震発生の切迫性が指摘されており、本県周辺においても、宮城県沖地震の発生が高い確率で予想されているなど地震災害への対策が重要な課題となっています。

過去の大規模地震を振り返ると、平成7年に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）は、マグニチュード（M）7.3、最大震度7という都市直下型地震であり、倒壊した住宅・建築物等が6,434人ももの尊い生命を奪っただけでなく、多くの人々の避難や救援・救助活動を妨げ、被害を拡大させました。

その後も、平成16年の新潟中越地震、平成17年の福岡県西方沖地震、平成19年の新潟県中越沖地震、平成20年の岩手・宮城内陸地震など近隣県を含めて大規模地震が頻発し、平成23年3月11日には、東北地方太平洋沖地震が発生しました。

この大地震は、三陸沖を震源とするマグニチュード（M）9.0の地震で、本県など4県で震度6強以上を観測し、およそ2万人近い死者と2,500人を超える行方不明者を出すなど、自然災害としては戦後最大となる甚大な被害（以下、本計画において「東日本大震災」という。）をもたらしました。

そして、10年後となる令和3年2月には、マグニチュード（M）7.3、最大震度6強の地震が福島県沖で発生し、本県は再び大きな被害（以下、「福島県沖地震」という。）を受けることとなりました。

このように、地震は、いつ、どこで発生するか分からず、我々の身近なところで起こる避けることのできない事象であることから、様々な分野で地震発生時の被害を可能な限り軽減できるよう、平時から十分に備えておくことが極めて重要であり、建築分野においては、住宅・建築物の耐震化や減災化を計画的に進めていくことが求められています。

本計画は、本県が住宅・建築物の耐震化を促進していくための基礎となるものであり、耐震化に係るこれまでの取組状況や社会情勢等の変化、国が掲げた新たな耐震化目標や基本的な方針等を踏まえながら、これまでの計画に必要な見直しを加えた第2期の福島県耐震改修促進計画となります。

# 第1 計画の概要

## 1 計画の目的

本計画は、県内における住宅・建築物の耐震化を促進する指針として策定するもので、地震による建築物の倒壊等の被害から県民の命と財産を守ることを目的としています。

## 2 計画の位置付け

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき、国の基本方針<sup>(※)</sup>を踏まえて策定します。

なお、関連する県の計画には「福島県地域防災計画 地震・津波災害対策編」、「福島県住生活基本計画」、「福島県国土強靱化計画」、「第2期福島県復興計画」等があります。

(※) 法第4条に基づき、国が定める建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

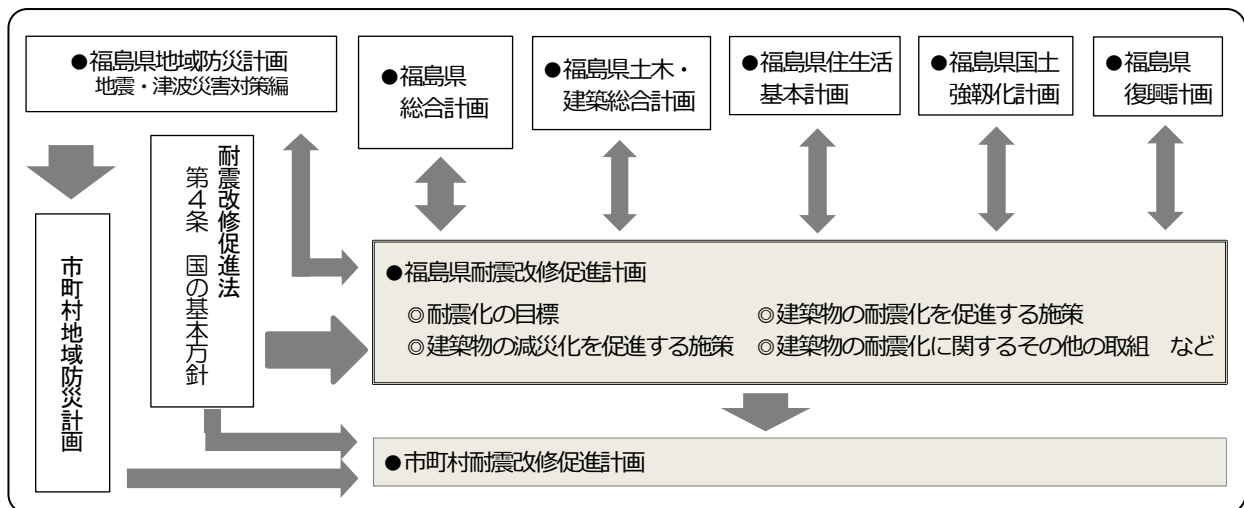


図1 福島県耐震改修促進計画の位置付け

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

なお、本計画は、耐震化に係る取り組みの進捗状況や社会情勢その他の環境の変化等を勘案し、必要に応じて内容を見直します。

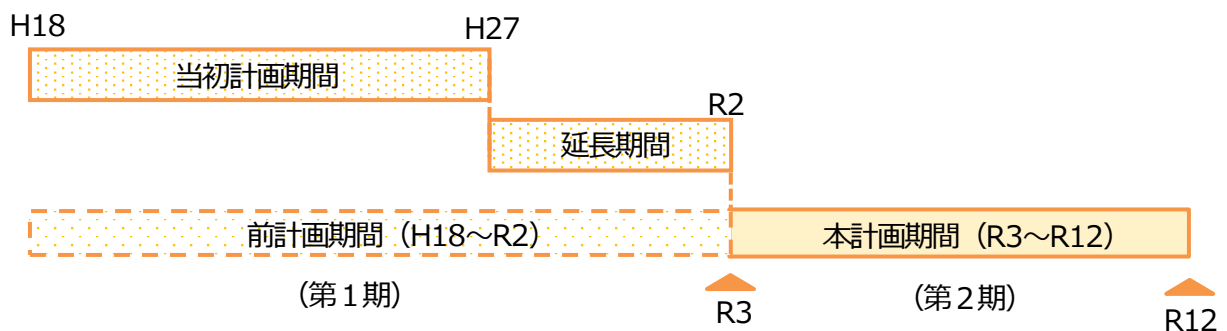


図2 計画期間の変遷

#### 4 計画の対象建築物等

本計画の対象建築物は、その用途、規模、構造、建設年度や震災時における影響等を勘案し、優先的に耐震化を図るべきとした次の(1)～(4)の建築物のうち、旧耐震基準により建設された建築物(既存耐震不適格建築物)とします。

なお、公共建築物は、多くの県民が利用する施設であることはもとより、災害時の活動拠点など重要施設となることを踏まえ、計画的・重点的に耐震化を進めます。

また、地震発生後の円滑な避難等を考慮し、避難路の沿道にあるブロック塀等も含めて耐震対策を促進していきます。

##### (1) 住宅

住宅は、すべての県民の生活拠点や活動の場であるとともに、建築物ストックの多数を占めていることから、生命・財産の保護をはじめ、減災の観点からも重要性が高く、より積極的・効果的に耐震化を促進する必要があります。

##### (2) 特定建築物等

特定建築物は、法第14条第1号に規定する「多数の者が利用する学校、病院、劇場、集会場、百貨店、事務所、ホテル、福祉施設、工場、賃貸住宅等で階数3以上かつ床面積1,000㎡以上のもの等」であり、その用途・規模等から耐震化が求められます。

特定建築物及び法第14条第2号に規定する危険物貯蔵場等の建築物のうち、旧耐震基準で建設されたものが「特定既存耐震不適格建築物」であり、当該不適格建築物のうち一定用途・規模以上のものが、所管行政庁による耐震診断や耐震改修に係る指示の対象となる「指示対象建築物」となります。(図3、表1)

##### (3) 小規模建築物等

上記以外のマンションや小規模建築物等についても、県民の生命・財産を守り、被災地域の減災化を進める観点から、耐震化を促進していく必要があります。(法第16条)

法は、これら建築物の所有者に、当該建築物の耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修に努めなければならないという努力義務を課しています。

##### (4) 耐震診断義務付け対象建築物

法においては、不特定多数の者が利用する大規模な建築物等に耐震診断を義務付けているとともに、都道府県耐震改修促進計画に記載された避難路沿道の建築物(ブロック塀等を含む)や防災拠点建築物についても、耐震診断の義務付けを可能としています。

##### ① 大規模建築物

上記(2)の指示対象建築物のうち、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして法附則第3条に定められた建築物が「耐震診断義務付け大規模建築物」(法上の「要緊急安全確認大規模建築物」をいう。)であり、平成27年12月31日までに耐震診断結果が報告されています。(図3、資料編4-(1))

## ② 防災拠点建築物

(大地震発生時にその利用を確保することが公益上必要な建築物)

法第5条第3項第1号の規定に基づき、本計画への記載により耐震診断が義務付けられる建築物であり、県が延べ3回にわたって指定しています。

(図3、表2、資料編4-(2)~(4))

## ③ 避難路沿道建築物

(大地震時にその円滑な通行を確保すべき避難路及びその沿道にある建築物)

法第5条第3項第2号の規定に基づき、大地震時の建築物の倒壊により道路を閉塞し、市町村の区域を超える広域的かつ円滑な避難を困難にすることを防止するため、県が、その沿道の建築物に耐震診断を義務付ける避難路(緊急輸送路)<sup>(※1)</sup>を指定しています。

平成30年には、法施行令(以下「政令」という。)が改正され、県又は市町村の耐震改修促進計画において指定した避難路(緊急輸送路)沿道にある一定規模以上の既存耐震不適格ブロック塀等にも耐震診断を義務付けることが可能となりました。

なお、耐震診断を義務付ける避難路沿道建築物及びブロック塀等(法第5条第3項第2号の「通行障害既存不適格建築物」をいう。)は、表3、図4、図5に該当するものとなります。

(※1) 福島県地域防災計画に定める「緊急輸送路線」から抽出した5路線(資料編4-(5))次のすべてに該当する路線を対象とし、それぞれ必要な区間を設定しました。

- ・福島県地域防災計画に定める緊急輸送路第1次確保路線
- ・DID(人口集中)地区に係る区間
- ・バイパス機能を有する区間を除外

(※) 耐震診断が義務付けられている防災拠点建築物及び避難路沿道建築物は、法第7条において、「要安全確認計画記載建築物」と定義されています。

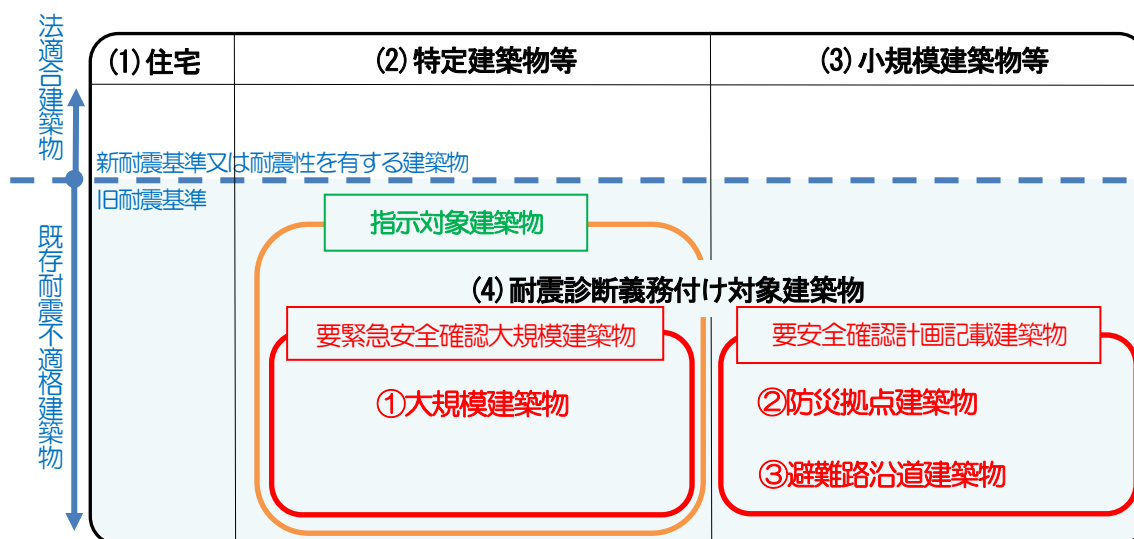


図3 本計画における対象建築物の関係性

表1 特定建築物等 用途・規模要件一覧

法	政令 第6条 第2項	用途	法第14条の所有者の努力義務及び法第15条第1項の指導・助言対象建築物	法第15条第2項の指示対象建築物	
法 第14 条第1 号— 特定 建築 物—	第1号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	
	第2号	小学校等	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 *屋内運動場の面積を含む
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム その他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上
	第3号	学校	第2号以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	—
		ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		病院、診療所			
		劇場、観覧場、映画館、演芸場			
		集会場、公会堂			
		展示場			
		卸売市場		階数3以上かつ1,000㎡以上	—
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		ホテル、旅館			
		賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿		階数3以上かつ1,000㎡以上	—
		事務所		階数3以上かつ1,000㎡以上	—
		博物館、美術館、図書館			
		遊技場		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		公衆浴場			
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
	工場（危険物の貯蔵場等を除く）		階数3以上かつ1,000㎡以上	—	
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物					
第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	
法第14条 第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上	
法第14条 第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が階道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物		全ての建築物	—	

表2 防災拠点建築物の対象用途

対 象	備 考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎、病院、診療所等</li> </ul>	法令により定められている用途 ※法第5条第3項第1号及び政令第2条各号（第22号を除く）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所となる体育館等</li> </ul>	次のいずれかに該当する建築物 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村地域防災計画で大規模地震時の利用確保が必要である旨の記載がある又は記載が確実であるもの</li> <li>・市町村と建築物所有者等で、大規模地震時の被災者受入やサービス提供等に関する協定等を締結したもの</li> </ul>
次のいずれかに該当する場合は対象外 <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断の結果、耐震改修の必要がないとされたもの</li> <li>・耐震改修済み又は耐震改修工事中のもの</li> <li>・用途廃止、建替又は現用途以外への用途変更の予定のあるもので、当該事業の確実性を工事請負契約書、予算書、公表済み事業計画等で確認できるもの</li> </ul>	

表3 避難路沿道建築物の対象要件

避難路の沿道における耐震診断義務付け対象	対象要件
建築物 (政令第4条第1号)	○指定した避難路（緊急輸送路）の区間に敷地が接する建築物のうち、次のすべてに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月31日以前に工事に着手した建築物</li> <li>・大地震時に倒壊した場合、指定した避難路（緊急輸送路）の過半を閉塞するおそれがある高さの建築物（図4）</li> </ul>
ブロック塀等 (政令第4条第2号)	○指定した避難路（緊急輸送路）に接する敷地に存する組積造の塀（補強コンクリートブロック造の塀を含む。）のうち、次のすべてに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したもの</li> <li>・長さが25mを超えるもの</li> <li>・高さが塀から道路中心線までの距離を2.5で除して得た数値を超えるもの（図5）</li> </ul>



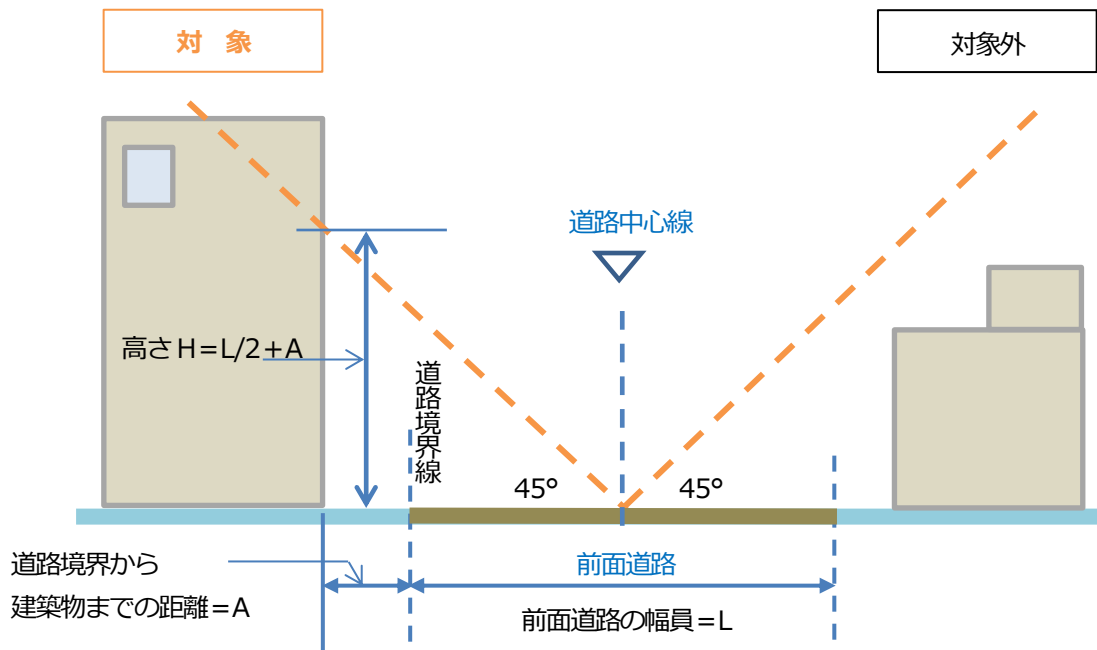


図4 避難路沿道建築物の対象となる建築物（道路幅員が1.2mを超える場合）

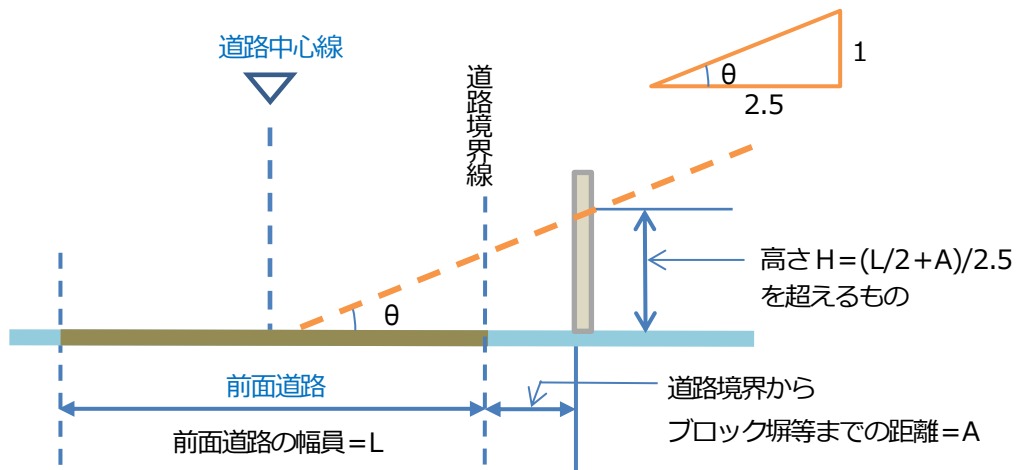


図5 避難路沿道建築物の対象となるブロック塀等

#### (5) 耐震診断義務付け対象建築物と耐震診断結果の報告期限

耐震診断を義務付けている大規模建築物、防災拠点建築物、避難路沿道建築物については、それぞれ期限を設けて耐震診断結果の報告を求めています。(表4)

ブロック塀等についても新たに報告期限を設定しており、今後、避難路沿道の実態を把握し、耐震診断義務付けの対象が確認された場合には、同様に耐震診断結果の報告を求めます。

表4 耐震診断義務付け対象建築物の診断結果報告

建築物の区分		指定年月日	診断結果報告期限	指定者
大規模建築物		平成25年11月25日	平成27年12月31日	国
防災拠点建築物	第一次指定	平成28年7月25日	平成30年12月31日	県
	第二次指定	平成29年7月13日	令和元年12月31日	県
	第三次指定	令和元年7月25日	令和3年12月31日	県
避難路沿道 建築物	建築物	平成29年7月13日	令和3年12月31日	県
	ブロック塀等	令和3年12月20日	令和5年12月31日	県

## 第2 建築物の耐震化に関する目標等

### 1 耐震化の現状

建築物の耐震化に関する目標は、これまで、令和2年度時点における住宅及び特定建築物の耐震化率を95%以上としてきましたが、いずれも90%に満たず、目標達成には至りませんでした。

本計画では、この結果及び耐震化の現状を踏まえた上で、特に住宅及び耐震化の重要性の高い耐震診断義務付け対象建築物に重点化し、本県における耐震化の目標値を設定します。

#### (1) 住宅

平成30年の住宅・土地統計調査によると、県内の住宅総数約731,100戸のうち、約636,500戸の住宅は耐震性能があると推計され、耐震化率は約87.1%となっています。

耐震性が不十分な住宅は、平成25年の約126,300戸から平成30年に約94,600戸となり、5年間で約31,700戸減少しました。

全壊が約2万棟、半壊が約7万棟という東日本大震災の住宅被害もあり、建替えが進んでいるものと推測されます。

表5 住宅の耐震化の状況 (平成30年 住宅・土地統計調査による戸数)

区 分	昭和56年 以降の住宅 ①	昭和55年以前の 住宅②	住宅総数 ④ (①+②)	耐震性能有 住宅数 ⑤ (①+③)	耐震化率 (%) ⑤/④
		耐震性有③			
木 造	374,000	183,200	557,200	463,200	83.1
		89,200			
非木造	147,200	26,700	173,900	173,300	99.7
		26,100			
合 計	521,200	209,900	731,100	636,500	87.1
		115,300			

※住宅総数中、建設年度不詳分については各々に按分。表中の木造数は、統計の木造及び防火木造の合計。  
非木造は鉄筋・鉄骨コンクリート造、鉄骨造及びその他の合計。

#### (2) 特定建築物等

特定建築物（新耐震基準の建築物を含む。）は、令和3年3月末時点で6,803棟存在しており、このうち5,839棟（85.8%）が耐震性能を有することを確認しています。

なお、昭和56年5月以前に建設された特定建築物（＝特定既存耐震不適格建築物）のうち、耐震診断を実施した建築物は1,818棟（68.8%）となります。

また、法第14条第2号に掲げる危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物は県内に204棟あり、このうち耐震性能を有していることを確認した建築物は3棟となっています。

表6 特定建築物の耐震化の状況（令和3年3月末時点）

区分	昭和56年6月以降の建築物①	昭和56年5月以前の建築物②	耐震診断実施棟数	耐震診断率(%)	耐震性能有③	基準強度不明な棟数	建築物数④ (①+②)	耐震性能有建築物数⑤ (①+③)	耐震化率(%) ⑤/④
特定建築物	4,159	2,644	1,818	68.8	1,680	964	6,803	5,839	85.8
公共	2,091	1,699	1,654	97.4	1,566	133	3,790	3,657	96.5
民間	2,068	945	164	17.4	114	831	3,013	2,182	72.4

※用途毎の耐震化の状況を資料編1に掲載。

### (3) 耐震診断義務付け対象建築物

耐震診断義務付け対象建築物については、平成29年に大規模建築物、令和元年及び令和2年に防災拠点建築物の耐震診断結果を公表しました。

本対象建築物（耐震診断結果未公表のものを除く。）は、令和3年9月末時点で268棟存在し、このうち184棟（68.7%）が耐震性能を有しています。

また、避難経路沿道建築物については、耐震診断の報告期限が令和3年12月31日となっており、令和4年度に当該診断の結果を公表しますが、令和3年9月末時点で、対象建築物45棟（調査時点）のうち、少なくとも約3割が耐震性を有していることを確認しています。

表7 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の状況（令和3年9月末時点）

建築物の区分	総数 (棟)			耐震化率 (%)
	耐震性有	耐震性不足		
耐震診断義務付け対象建築物	268	184	84	68.7
公共	224	159	65	71.0
民間	44	25	19	56.8
大規模	112	89	23	79.5
公共	81	74	7	91.4
民間	31	15	16	48.4
防災拠点	156	95	61	60.9
公共	143	85	58	59.4
民間	13	10	3	76.9

### (4) 県有建築物

県が所有又は管理する建築物（以下「県有建築物」という。）は、約6,000棟あり、本計画を踏まえて策定した「県有建築物の耐震改修計画」において、次の①及び②の建築物（以下「対象建築物」という。）で、旧耐震基準により建築されたものの耐震化を進めてきました。

- ① 県の地域防災計画で指定された防災上重要建築物  
  防災拠点、避難施設、緊急医療施設

## ② 特定建築物

法第 14 条第 1 号の規定による多数の者が使用する一定規模以上の建築物

対象建築物は、令和 3 年 4 月 1 日現在 1,441 棟（使用停止中 35 棟を除く）あり、昭和 55 年以前に建築された既存不適格建築物は 754 棟でしたが、このうち、748 棟の建築物が耐震性を有し（耐震性能が A ランク又は B ランク）、6 棟が耐震性不十分（耐震性能が C ランク又は D ランク）でした。（耐震性能ランクは、表 9 参照）

この結果、令和 3 年 4 月 1 日時点の耐震化率は 99.6%となり、令和 2 年度末の目標としていた 98%以上を上回りました。

耐震化が未了となっている一部の建築物は、既に解体等の方針が決定しており、耐震性が不十分な県有建築物は概ね解消されています。

なお、福島第一原子力発電所事故による避難指示区域内の建築物については、今後の区域見直し等を経て、耐震化など必要な取り組みを再開します。

表 8 県有建築物の耐震化の状況（令和 3 年 4 月 1 日調査による棟数）

区分	昭和 56 年以降の建築物数 ①	昭和 55 年以前の建築物数 ②	建築物数 ④ (①+②)	耐震性能有建築物数 ⑤ (①+③)	耐震化率 <sup>(※2)</sup> (%) ⑤/④	
		耐震性有③				
防災上重要建築物	①防災拠点施設	75	82 79	157	154	98.1
	②避難施設	279	492 490	771	769	99.7
	③緊急医療施設	6	10 10	16	16	100.0
	小計	360	584 579	944	939	99.5
特定建築物 <sup>(※1)</sup>	327	170 169	497	496	99.8	
合計	687	754 748	1,441	1,435	99.6	

(※ 1) 特定建築物には、防災上重要建築物を含まない。

(※ 2) 耐震化率は、原発事故による避難指示区域の指定等により使用停止となった建築物（35 棟）を含まない。



(施工前)



(施工後)

【県有建築物の耐震改修工事の事例】

表9 各ランクの建築物の耐震性能

耐震性能 ランク	建築物の構造耐震 指標値 (Is)	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性 (耐震性能)
A	$Is \geq Iso$	大地震の震動及び衝動に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
B	$Iso > Is \geq 0.6$	大地震の震動及び衝動に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い、施設機能が確保できないおそれがある。
C	$0.6 > Is \geq 0.3$	大地震の震動及び衝動に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
D	$0.3 > Is$	大地震の震動及び衝動に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

(5) 公的賃貸住宅

公営住宅、特定公共賃貸住宅及び改良住宅など県内の公的賃貸住宅総数約4万3千戸のうち、旧耐震基準により建設された住宅は約1万9千戸となります。

県及び市町村は、平成7年度から公的賃貸住宅の耐震診断及び耐震改修を計画的に進めてきており、42,660戸が耐震性を有することを確認しています。

この結果、耐震化率は98.9%となっており、耐震性が不十分な公的賃貸住宅は概ね解消されています。

なお、残された一部の市町村営住宅等について、引き続き適切なフォローアップを実施します。

表10 公的賃貸住宅の耐震化の状況 (令和2年8月調査による戸数)

区 分	昭和56年 以降の公的 賃貸住宅 ①	昭和55年以前 の公的住宅②	公的住宅数 ④ (①+②)	耐震性能有 公的住宅数 ⑤ (①+③)	耐震化率 (%) ⑤/④
		耐震性有③			
公営住宅	23,349	18,150	41,399	40,947	98.9
		17,698			
特定公共 賃貸住宅	454	0	454	454	100
		0			
改良住宅	156	1,103	1,259	1,259	100
		1,103			
合 計	23,859	19,253	43,112	42,660	98.9
		18,801			

※除却予定が明確な住宅は上記に含まない。

## 2 耐震化の目標

本計画において掲げる耐震化率の目標値は、表 11、表 12 のとおりとします。

表 11 住宅の耐震化率の目標値

建築物の区分	計画策定時 (H18 年度)	現況 (H30 年)	中間目標値 (R7 年度)	最終目標値 (R12 年度)
住宅 (※国の住宅・土地統計調査)	73.7% (H15 調査)	87.1% (H30 調査)	95%	概ね解消

表 12 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率の目標値

建築物の区分	計画策定時 (H18 年度)	現況 (R3.9 月末)	中間目標値 (R7 年度)	最終目標値 (R12 年度)
大規模建築物	—	79.5%	90%	概ね解消
防災拠点建築物 (第 3 次指定分を除く)	—	60.9%	90%	概ね解消
避難経路沿道建築物 ※ (ブロック塀等を含む) (耐震診断結果の報告期限：令和 3 年末)	—	約 30～40%	約 60～70%	概ね解消

※現況の耐震化率は、令和 3 年 9 月末時点で把握したものであり、すべての耐震診断結果の報告を受け確定する。

※中間目標値は、対象建築物の耐震診断結果及び改修計画の報告を踏まえ、耐震化の進捗等を検証した上で確定する。

### (1) 住宅

地震による被害を軽減するためには、建築物ストックの多数を占める住宅の倒壊等を減らすことが重要であり、本県では、令和 12 年度末までに、耐震性が不十分な住宅を概ね解消とすることを目標とします。

これまでの推移を見ると、昭和 55 年以前に建築された住宅は、令和 2 年度時点で約 18 万戸となっており、耐震化率は約 90%と推計され、令和 7 年度までに耐震化率 95%を達成するためには、今後、約 2.7 万戸の耐震化を図る必要があります。

また、構造別の耐震化率をみると、非木造住宅は概ね耐震性能を有していることから、特に、老朽化した木造住宅の耐震改修や建替等を一層促進していきます。

なお、住宅の耐震化目標の達成状況については、5 年毎に実施される住宅・土地統計調査の結果が公表され次第、速やかに分析・推計し、検証します。

### (2) 特定建築物等

特定建築物については、可能な限り早期に耐震性が確保されることを目標としますが、学校、病院、庁舎等については、これらを所管する国の各省庁が建築物の耐震化目標を定め、進捗管理、結果公表等に取り組んでいる状況を踏まえ、本計画における一律の目標値設定は行わないこととします。

なお、県内における特定建築物の耐震化が早期に完了するよう、毎年、各施設の進捗状況等を把握するとともに、必要に応じて関係部局・市町村等と連携し、適切な対策を講じながら、確実に対象建築物の耐震化を進めます。

### **(3) 耐震診断義務付け対象建築物**

地震発生時に被害を軽減し、建築物の機能を確保するためには、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化が重要であり、国は、基本方針において、耐震性が不十分な当該建築物を令和7年までに概ね解消するという目標を掲げています。

本県においては、耐震性が不十分とされている大規模建築物及び防災拠点建築物における耐震化の現状を踏まえ、令和7年度末までに耐震化率90%以上とし、令和12年度末までに概ね解消することを目標とします。

大規模建築物は、すべて耐震診断結果の公表を終えているとともに、防災拠点建築物もほぼ耐震診断を終了していることから、所有者等に早急な耐震改修等の実施を求め、その結果の速やかな公表に取り組みます。

また、避難路沿道建築物（ブロック塀等を含む）も耐震化の重要性が高いことから、大規模建築物及び防災拠点建築物と同様、令和12年度末までに概ね解消することを目標とします。

なお、中間目標値については、今後、全対象建築物の耐震診断結果及び改修計画の報告を受けた後、耐震化の進捗等を検証した上で確定することとします。

### **(4) 公共建築物**

公共建築物については、庁舎は被害情報収集や災害対策指示、学校は避難所、病院は災害による負傷者の治療など、その多くが震災対応の拠点として活用されます。

このため、耐震診断が義務付けられている大規模建築物及び防災拠点建築物の耐震化の重要性は高く、対象となる公共施設については、適切に目標を設定し、計画的に耐震化を進めていく必要があります。

現在、県有建築物の耐震化は概ね完了していることから、耐震性が不十分とされている建築物については、市町村の主体的・重点的な取り組みにより、令和7年までに概ね解消することを目標とします。



### 第3 建築物の耐震化を促進する施策

#### 1 耐震化の主体と役割分担

住宅・建築物の耐震化を進めるため、県、市町村、住宅・建築物の所有者や管理者（以下「所有者等」という。）、建築関係団体等が、次に示す役割を認識し、それぞれ主体的に取り組むことが重要となります。

##### (1) 県

県は、所有者等や市町村の耐震化に関する取り組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震化を進めやすい環境の整備や負担を軽減するための制度の構築など耐震化の促進に必要な施策を講ずるとともに、自ら所管する県有建築物の耐震化など安全性の確保に率先して取り組みます。

##### (2) 市町村

市町村は、住民にもっとも身近な基礎自治体として、各市町村内で優先的に耐震化を図るべき建築物や重点的に耐震化を促進する区域を設定し、必要な支援を構ずるとともに、自治会等を通じて地域住民と連携しながら、より即地的な取り組みを進めていくことが必要となります。

##### (3) 所有者等

住宅・建築物の耐震化を進めるためには、所有者等が自らの問題・地域の問題としての意識を持ち、地震防災対策として自助努力により取り組むことが重要となります。

また、耐震診断が義務付けられた建築物の所有者は、その建築物の耐震診断を実施し、結果を所管行政庁に報告する必要があります。

さらに、耐震診断の結果、地震に対する安全性を確保する必要があると認められるときは、耐震改修等に努めることが求められます。

##### (4) 建築関係団体等

建築関係団体には、所有者等が耐震化を進める際、専門家として適切なアドバイスをを行うとともに、行政との連携による技術的な側面からのサポートが期待されています。

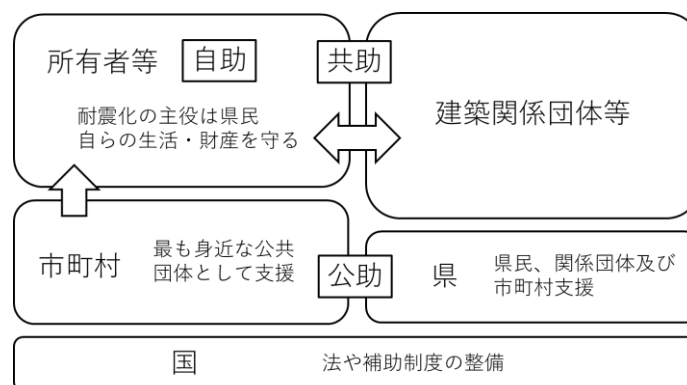


図6 行政、所有者等、建築関係団体等の関係図

## 2 耐震化の支援制度

住宅・建築物の耐震化の必要性・重要性に関する普及・啓発に積極的に取り組むとともに、耐震化に対する補助や税の優遇措置（耐震改修促進税制、住宅ローン減税等）等の活用を勧めながら、住宅・建築物の耐震化を促進していきます。

### (1) 住宅

住宅は、県民の生活の基盤であり、大地震により被害が生じた場合の影響が大きいことから、市町村と県が連携して、旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震診断や耐震改修に対する補助事業を実施します。

なお、耐震改修にあたっては、一般的なリフォームとの併用など、より効率的・効果的な工事の実施等を周知・啓発します。

また、耐震性のない住宅の除却やブロック塀等の改修等についても、耐震改修と同様、積極的に支援します。

表 13 木造住宅等耐震化支援事業（令和3年4月1日時点）

対象工事等	補助対象者	補助要件	補助対象経費	補助金額（上限額）
耐震診断等	所有者	・旧耐震基準の木造住宅	・耐震診断費用	15.6万円/戸
耐震改修	賃借者 購入予定者	・木造住宅 ・耐震診断の結果、耐震基準を満たさないもの	・耐震改修工事費	・一般改修 最大 100万円 (多雪地域は 120万円) ・簡易・部分改修 最大 60万円 (多雪地域は 72万円)
建替 (現地建替)		・上記に加え、避難路沿道等に存するもの	・耐震改修工事費 相当額	・建替 最大 100万円 (多雪地域は 120万円)
ブロック塀等の改修等	所有者 管理者	・ブロック塀等 ・診断の結果、倒壊の危険性があるもの ・避難路沿道等に存するもの	・改修・建替・除却 工事費	最大 10万円

※補助の内容は、市町村によって異なる。



＜耐震診断の実施例＞



＜耐震改修の実施例：筋交い補強＞

【木造住宅の耐震診断・耐震改修のイメージ】

## (2) 耐震診断義務付け対象建築物

耐震診断を義務付けている大規模建築物、防災拠点建築物、避難路沿道建築物の所有者等に対して、国・県・市町村が連携し、耐震診断・補強設計・改修工事に必要となる費用を補助します。

## (3) その他の既存耐震不適格建築物

特定既存耐震不適格建築物等の耐震化を促進するため、所有者等となる市町村や事業者に対して、建築物の耐震化支援事業を活用するよう助言・誘導します。

表 14 建築物の耐震化支援事業（令和3年4月1日現在）

名称	概要	補助率等
耐震対策 緊急促進事業	耐震診断の義務付けの対象となる建築物の耐震化を国が重点的・緊急的に支援。 令和5年度末までの時限措置（令和5年度中に補強設計に着手したものは、その後の耐震改修工事に対する支援もあり）。	○図7のとおり
医療施設等 耐震整備事業	①耐震化未実施の救命救急センター等の救急医療を担っている病院及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関（公立、公的を除く）の耐震整備費用を補助。 ②「Is値0.4未満の建物」を有する第2次救急医療施設等又は「Is値0.3未満の建物」を有する病院（公立除く）の耐震整備費用を補助。	【基準額】 ①2,300㎡（基準面積） ×43,500円=100,050千円 ②2,300㎡（基準面積） ×206,500円=474,950千円
公共施設等 耐震化推進事業	地震等の大規模災害発生時の被害を軽減し、住民の安全を確保できるよう、地方公共団体が防災対策拠点となる公共施設や地域防災計画上避難所に位置付けている公共施設等の耐震化を行う場合の支援措置。	○防災基盤整備事業 事業費への充当率75%、 交付税算入率30% ○公共施設等耐震化事業 事業費への充当率90%、 交付税算入率50%
住宅・建築物 安全ストック 形成事業	災害時に重要な機能を果たす建築物、多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物、避難所等について、耐震改修等の補助を実施。	○地方公共団体が実施 国11.5%、地方88.5% ○地方公共団体以外が実施 国11.5%、地方11.5%、 事業者等77%

## (4) 税制優遇措置等

旧耐震基準により建築された住宅を現行の耐震基準に適合させる耐震改修を行った場合、所得税の控除や固定資産税の減税など耐震改修促進税制が用意されています。

県及び市町村は、これらの優遇措置が十分活用されるよう、必要な周知に努めます。

①耐震診断への補助（大規模）

国補助金 (1/3)	県費 (1/3)	市町村 0~1/3 所有者 0~1/3
---------------	-------------	------------------------------

②耐震診断への補助（防災拠点）

国補助金 (1/2)	県費 (1/3)	市町村 0~1/6 所有者 0~1/6
---------------	-------------	------------------------------

③耐震診断への補助（避難路沿道建築物）

国補助金 (1/2)	県費 (1/2)	
---------------	-------------	--

④耐震補強設計への補助

国補助金 (1/2)	県・市町村費 (1/3)	所有者 (1/6)
---------------	-----------------	--------------

⑤耐震改修工事への補助（大規模建築物）

国補助金 (33.3%)	県・市町村費 (11.5%)	所有者 (55.2%)
-----------------	-------------------	----------------

⑥耐震改修工事への補助（防災拠点建築物、避難路沿道建築物）

国補助金 (6/15)	県・市町村費 (5/15)	所有者 (4/15)
----------------	------------------	---------------

図7 耐震対策緊急促進事業（補助金）の負担割合

**（5）エレベーター及びエスカレーターの安全対策**

エレベーター及びエスカレーターについては、東日本大震災における事故発生状況等を踏まえ、国が「エレベーターの防災対策改修に関する事業・エスカレーターの脱落防止措置に関する事業」を創設しています。

本事業では、住宅・建築物のエレベーターの防災対策改修<sup>(※)</sup>及び建築物のエスカレーターの脱落防止措置の実施対象区域を「特に重点的・緊急的に実施する必要がある地域」としていることから、本県では県内全域を当該区域に指定し、必要な改修等を促進します。

(※) 地震時管制運転装置の設置、エレベーターの耐震補強措置、戸開走行保護装置の設置、釣合おもりの脱落防止対策及び主要な支持部分の構造に係る工事等

### 3 耐震化の環境整備

所有者等が、円滑に住宅・建築物の耐震化を進められるよう必要な環境を整備します。

特に、耐震性が不足する住宅の所有者等の個別の事情に応じるとともに、耐震改修などリフォーム工事等に関わる悪質な詐欺被害が後を絶たないことを踏まえ、消費者保護の観点にも配慮し、所有者等からの相談対応を強化していきます。

また、所有者等が耐震化に対する不安を持たず、耐震診断や耐震改修等を円滑に進められるよう、関係団体等と連携しながら、必要な普及・啓発に取り組んでいきます。

#### (1) 相談等への対応

県の各建設事務所は、耐震診断・耐震改修に関する相談窓口となっており、「福島県耐震化・リフォーム等推進協議会」等と連携しながら、耐震診断・耐震改修に関する有益な情報を所有者等に提供します。

家具の転倒防止など災害予防全般については、県生活環境部や各地方振興局（県民生活課）が窓口となり、相談や情報提供に対応します。

耐震改修などリフォーム工事等のトラブルは、消費生活センター、建設工事紛争処理担当課及び福島県耐震化・リフォーム等推進協議会と連携して相談に応じます。

また、公益社団法人福島県建築士会や一般社団法人福島県建築士事務所協会等と連携し、建築物調査を行う建築士や建築士事務所の情報を提供します。

さらに、建築物防災週間等の機会を捉えて、特定既存耐震不適格建築物の所有者等に対する十分な説明や啓発等を行い、耐震診断・耐震改修の実施を促します。

各市町村においては、住民からの相談全般に応じるとともに、木造住宅の耐震診断や耐震改修に係る各種補助事業等の情報を提供します。

#### (2) 市町村への支援

技術者が不足している市町村に対しては、各建設事務所に設置している「市町村耐震化支援チーム」が技術的支援を行っており、今後も、これらの対応を継続しながら、市町村有建築物の耐震化の促進等を支援します。

また、市町村が、木造住宅の耐震化を促進するための具体的な取組等を定める「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」の策定・実行を支援し、当該プログラムの実効性を確保します。

さらに、地域の実情に応じて、地盤の液状化や崩壊の危険性、市街地の火災の危険性、避難の困難さ等を地図上に表す「地震防災マップ」の作成・公表について、引き続き市町村を支援します。

#### (3) 技術者の確保等

木造住宅の耐震診断を行う技術者を確保するため、例年、建築士を対象として実施している木造住宅耐震診断技術者講習会を継続して開催し、当該診断者を登録・公表します。

また、県内の建築士及び大工・工務店等を対象として、耐震診断や耐震改修に関する技術力向上のための講習会を開催するなど住宅・建築物の耐震化に関わる技術者の育成・確保に努めます。

#### (4) 普及・啓発の推進

##### ① ホームページの充実

耐震改修に必要な最新の情報（耐震改修工法、費用、事業者情報、標準契約書、助成制度の概要、税制、補助制度等）を提供するため、県のホームページを定期的に更新し、必要な情報を発信します。

##### ② 広報誌等の活用

県、市町村及び関係団体の広報誌等を活用し、積極的かつ効果的に耐震化の促進に関する情報提供を行います。

また、新聞、ラジオ、テレビ、民間が配布する住宅関係雑誌や SNS など、あらゆる広報媒体を活用するとともに、建築関係団体等が開催するイベント等にも積極的に参加し、広報活動を展開します。

##### ③ パンフレットの作成・配布

県は、耐震診断・耐震改修の概要及び支援制度等をまとめたパンフレットや広報パネル等を作成し、建設事務所、市町村、建築関係団体、金融機関等の窓口を通じて、住宅の耐震化に係る情報を発信します。

また、作成したパンフレット等を活用し、セミナー・講習会等、住宅月間、建築物防災週間、違反建築物防止週間など様々な機会を捉えて普及・啓発に取り組みます。



【耐震診断及び耐震改修等の啓発用パネルの例】

##### ④ 耐震出前講座の開催

県の担当者等が、地域住民を対象として、地震から命を守るための「耐震の大切さ」を伝える耐震出前講座等を開催し、防災意識の向上に取り組みます。



【中学生を対象とした耐震出前講座の状況】



#### 4 特定優良賃貸住宅の活用

法第 17 条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第 3 条第 4 号に規定する資格を有する者を除く。）に対する提供が必要と認められる場合は、以下の規定により、特定優良賃貸住宅<sup>(※)</sup>への入居を認めます。

(※) 特定優良賃貸住宅……特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 5 年法律第 52 号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第 3 条第 4 号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第 6 条に規定する特定優良賃貸住宅）をいう。

##### ① 対象者

法第 17 条第 3 項の規定により認定を受けた耐震改修の計画（法第 18 条第 1 項の規定による変更の認定を受けたときは変更後の計画）に基づく住宅の耐震改修を実施することが必要と認められた者。

##### ② 仮住居として提供できる特定優良賃貸住宅

県内に存する特定優良賃貸住宅で、入居者を募集したにもかかわらず、3ヶ月以上継続して入居者がなく、例外的に入居者を入居させることについて、知事（福島市、郡山市及びいわき市においては、当該市長）の承認を得た住戸。

##### ③ 仮住居として賃貸できる期間及び賃貸借の形態

借地借家法第 38 条第 1 項の規定による定期借家契約とし、入居期間は 2 年を上限とする。

#### 5 耐震改修計画の認定等

「耐震改修計画の認定」や「建築物の地震に対する安全性の認定」及び「区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定」については、表 15 のとおり特例措置やメリット等があることから、建築物の所有者や利用者等へ周知し、本制度の活用を促します。

また、公共建築物については、「建築物の地震に対する安全性の認定」の表示に係る制度を積極的に活用していきます。

表 15 認定制度の特例措置等

認 定	特例措置、メリット等
耐震改修計画の認定	既存不適格建築物の耐震改修時における建築基準法等の規定の適用の特例措置（防火、容積率又は建ぺい率など）
建築物の地震に対する安全性の認定	認定を受けた旨を表視することにより建築物の利用者等がその建築物の耐震性の有無について容易に判別可能。耐震診断や耐震改修の実施のインセンティブ。
区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定	マンション等の区分所有建築物について共用部分の変更に該当する場合の「集会の議決」要件が緩和。耐震化の促進。

【耐震マーク表示制度】



**基準適合認定建築物**

この建築物は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第 22 条第 2 項の規定に基づき、耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認められます。

建築物の名称  
建築物の位置  
認定番号  
認定年月日  
認定者

## 第4 建築物の減災化を促進する施策

- 東日本大震災や福島県沖地震においては、建築物の天井や窓ガラス、外壁部材、屋根瓦など非構造部材の落下や屋外の建築設備の転倒等による被害が報告されました。
- また、昭和53年の宮城県沖地震や平成30年に発生した大阪府北部地震においては、ブロック塀の倒壊により多数の死傷者がでました。
- これらの被害を最小限にすること（＝減災化）は、建築物の耐震化と同様、地震から人命を守るために重要性が高いことから、引き続き、減災化を促進していきます。

### 1 減災化の基本的対策

#### (1) 天井等落下防止対策

大規模空間を持つ建築物の天井部材等の落下を防止するための対策が重要であり、特に、避難所となる学校等で非構造部材の耐震化を促進する必要があります。

県及び所管行政庁の3市は、建築物の所有者等に対して、大規模空間となる天井の状況を調査し、その結果の報告を求めるとともに、必要に応じて適切な落下防止対策を講じるよう指導します。



【天井落下被害の状況】

#### (2) 窓ガラス脱落防止対策

窓ガラスの脱落は、利用者等の死傷の原因となることから、ガラス面への飛散防止フィルムの貼付けや落下のおそれがある古い窓枠の改修等を促進します。

#### (3) 外壁部材の落下防止対策

外壁部材や外壁タイルの落下を防止するため、はく離や浮き、劣化による落下の危険性があるものについては、早期の補修を促します。

#### (4) エスカレーターの落下防止対策

エスカレーターの落下は、避難の妨げになるとともに被害を拡大させるおそれがあることから、支持材（建築物の梁等）へのかかり代を十分に設けるなど落下防止対策を講じるよう指導します。

#### (5) 屋根瓦の脱落防止対策

大規模地震時には、屋根瓦の脱落等の被害が広範囲で発生しており、東日本大震災や福島県沖地震でも、その復旧が停滞するなど県民生活に大きな影響を及ぼした事例が多数発生しています。

このため、屋根瓦の被害防止に向け、くぎ等で緊結されていない脱落の危険性があるものについて、脱落防止対策を講じるよう指導します。



【屋根瓦の被害状況】



## (6) 段階的な耐震改修

建築物全体の耐震化が困難な場合は、居住者の生命の安全を優先するため、耐震性能を段階的に向上させる耐震改修や寝室・居間など居住時間の長い部屋の部分補強を実施し、段階的に耐震改修を進めることについても相談に応じます。

## (7) 耐震シェルター等の設置

住宅等において耐震改修が行われていない場合でも、地震時に命を守るという観点から効果のある「耐震シェルター」や「耐震ベッド」の設置を促進します。

## (8) 設備機器等の転倒防止対策

屋外に設置している電気温水器や自然冷媒ヒートポンプ給湯器の給湯タンク等が地震により転倒した場合、周囲の人等に危害が及ぶ危険性があるため、必要な転倒防止対策を啓発します。



【家具転倒被害の状況】

## (9) 家具の転倒防止対策

家具の転倒等は、利用者等の死傷や避難を妨げるおそれがあることから、家具の転倒防止対策を啓発します。

## (10) その他の対策

防災拠点や緊急医療施設等が、大規模地震の発生後にその機能を維持することも被害の最小化につながるものであり、ライフラインシステムの断絶など不測の事態に備え、太陽光パネルや非常用発電装置の設置など非常用設備の整備を求めます。

建築物の減災化については、これら総合的な視点から多角的に取り組みます。

表 16 その他の安全対策

安全対策	計画的に実施する対策の内容
落下物対策	1) 対象：都市計画で容積率400%以上の地域内（建築基準法第52条第1項第6号の地域を除く。）における建築物、市町村の地域防災計画において定められた避難場所に至る避難通路等に面する建築物で地階を除く階数が3以上のもの等 2) 県及び所管行政庁の各市： 自ら所有する建築物の改修を行うとともに、民間建築物の所有者に対して必要となる改修の促進を指導
アーケード安全対策	1) 対象：県内アーケード（雁木を含む。）。 2) 県及び所管行政庁：アーケードの所有者・管理者等に対して改修の促進を指導。
エレベーター閉じこめ防止対策	1) 対象：現行基準に適合しないエレベーター。 2) 県及び所管行政庁の各市： エレベーターの定期調査報告の機会等を捉え、地震時のリスク等を建築物所有者等に周知し、耐震安全性の確保を促進。既設エレベーターの改修等に関する問い合わせ等に適切に対応するよう相談体制を整備。 関係団体と連携・協力し、P波感知型地震時管制運転装置、戸開走行保護装置の設置とともに、エレベーター安全装置設置済マークの表示を推進。

## 2 ブロック塀等の耐震対策

ブロック塀等については、地震により倒壊し、歩行者が死傷する等の事故が発生しており、建築物とともに安全性を確保していくことが求められています。

このため、市町村と県が連携し、より広域的な視点から、耐震診断の義務付けや必要となる安全対策に取り組みます。

なお、市町村と県が合同で実施している、通学路の沿道等にあるブロック塀等の点検を継続するとともに、改修工事等に係る補助事業を効果的に実施しながら、既存ブロック塀等の安全を確保します。

表 17 ブロック塀等の安全対策

対象	内容
既存 ブロック塀等	1) 対象 スクール・ゾーンや市町村の地域防災計画において定められた避難場所に至る避難路に面するものなど全ての既存ブロック塀、石塀等。 2) 市町村 自ら所有する建築基準法施行令に規定する構造基準に適合しないブロック塀の改修に努め、また、管内の民間建築物の実態を調査し、改修を促進。 特に、通学路等については、町内会・学校等と連携し危険なブロック塀を把握。 3) 県及び所管行政庁 自ら所有する構造基準に適合しないブロック塀の改修を行い、また、民間所有者に改修促進を指導。



<石 塀>



<ブロック塀>

【石塀及びブロック塀の倒壊状況】（出典：（一財）日本建築防災協会）

### 3 土砂災害等被害の軽減対策

地震の揺れにより斜面等が崩壊し、建築物が倒壊する等の土砂災害は、東日本大震災でも多数発生しました。

このため、「がけ地近接等危険住宅移転事業」等を活用して移転を促進し、被害を未然に防止するとともに、危険性の高い大規模盛土造成地がある場合は、市町村が主体となって「宅地耐震化推進事業」の活用等を検討する必要があります。

また、緊急輸送路を閉塞するなど社会的に重大な被害が生じるおそれがある地域においては、市町村による「住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業」の活用等を支援し、土砂災害に対する安全性の確保に取り組みます。



【法面や擁壁の被害状況（東日本大震災）】

### 4 被災建築物の応急危険度判定

地震により多くの建築物が被災した際に、余震等による建築物の倒壊、部材の落下から生ずる二次災害を防止し、県民の安全を確保するため、市町村との連携の下、平成7年に被災建築物応急危険度判定体制を整備し、平成8年には全国被災建築物応急危険度判定協議会が設立され、広域支援体制を確立しています。

本県では、東日本大震災時の被災建築物応急危険度判定の実施状況や他都道府県の判定士数等を踏まえ、目標とする登録判定士数を2,000人としています。

今後も、市町村や関係団体等と連携しながら、被災建築物応急危険度判定士の養成や判定技術の向上等に取り組みます。



<応急危険度判定実施本部>

<応急危険度判定>

【応急危険度判定活動の状況】



## 第5 建築物の耐震化等に関するその他の取組

### 1 市町村との連携

法第6条では、「各市町村が当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努める」とされています。また、避難路等の設定や想定される震度、液状化等への対策については、地域の状況を踏まえて検討すべきであり、市町村の役割が重要となっています。

県内の市町村は、すでに市町村耐震改修促進計画を策定していますが、当該計画が改定される時は、県は、必要な助言や支援等を実施し、市町村と一体となって建築物の耐震化に取り組んでいきます。

### 2 関係団体等との連携

#### (1) 福島県建築物地震対策連絡会議

県は、建築物等の地震対策を進めるため、市町村と連携して、耐震診断及び耐震改修等を促進し、県民の生命、身体及び財産の保護並びに生活の安定を図ることを目的として、平成7年5月に「福島県建築物地震対策協議会（現「福島県建築物地震対策連絡会議」（平成27年10月設置））」を設置しています。

今後も、本会議を活用し、既存耐震不適格建築物の耐震診断・耐震改修の促進や被災建築物応急危険度判定士の養成等に取り組みます。

#### (2) 福島県建築行政マネジメント推進協議会

県内の所管行政庁や建築関係団体等が連携し、建築物の安全性の向上、迅速かつ公正な建築確認検査の実施、建築物の事故や災害等に備えた体制の維持を目的として、平成23年度に「福島県建築行政マネジメント推進協議会」を設置しています。

今後も、違反建築物の解消や耐震診断・耐震改修の促進等の取り組みを推進します。

#### (3) 福島県耐震化・リフォーム等推進協議会

住宅・建築物の耐震化やリフォーム等を推進するため、平成21年度に県、市町村、関係団体等で構成する「福島県耐震化・リフォーム等推進協議会」を設立しています。

本協議会は、常設窓口での相談対応のほか、啓発資料の作成・配布、住民向けセミナーや出前講座、県立高校への出前授業、災害発生後の相談員派遣など様々な取組を展開していることから、引き続き、本協議会と連携して耐震リフォームに関する相談等に対応し、民間建築物の耐震化の促進に関する効果的な啓発活動を行います。

#### (4) 町内会等

地域においては、地震時の危険箇所の点検等を通じて地震防災対策の普及・啓発を行うことが効果的であり、住民が協力して耐震化の促進や危険なブロック塀の改修・撤去等に取り組むことが求められます。

県内には、町内会単位ごとに自主防災組織があり、令和2年4月1日現在の組織率は75.5%（自主防災組織に加入している世帯の割合）となっています。

県は、市町村を通じて専門家や技術者を派遣するなど、町内会や自主防災組織等とも連携しながら、耐震診断及び耐震改修の啓発を推進します。

### 3 関係法令に基づく措置等

#### 3-1 耐震改修促進法

##### (1) 耐震診断義務付け対象建築物

###### ① 耐震診断義務付け対象建築物である旨の周知等

本計画で位置付けた耐震診断義務付け対象建築物の所有者に、耐震診断の実施とその結果の報告が義務であることを十分に周知し、実効性を確保します。

###### ② 期限までに耐震診断結果を報告しない場合の指導等

法又は本計画で定められた期限までに耐震診断結果を報告しない所有者に対し、相当の期限を定めた上で報告を促し、報告のない場合には、所有者へ改めて報告を命じ、その旨をホームページ等で公表します。

###### ③ 耐震診断結果の公表

耐震診断結果の公表は、義務付けられた時期や経緯、求められる耐震化の緊急性、耐震改修の実施検討に要する期間等を考慮して行います。

なお、公表後に耐震改修等が実施された建築物については、公表内容にその旨を付記するなどして、所有者の取り組みの成果を公表します。

###### ④ 耐震改修の指導・助言及び指示等

耐震改修に係る指導・助言及び指示は、法第 12 条に基づき、かつ、表 18 の優先順位のとおり実施します。特に、要緊急安全確認大規模建築物は、平成 28 年に診断結果を公表しているため、所有者等に速やかな耐震改修等の実施を促します。

また、正当な理由が無く、耐震改修の指示に従わない建築物の公表に係る優先順位についても表 18 のとおりとします。

この公表は、法に基づくものであること、県民に広く周知できること、対策に結びつくこと等を考慮し、福島県ホームページへの掲載や各建設事務所・市町村での閲覧等により行います。

表 18 耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修の指導・公表の優先順位

	耐震改修の指導・助言・指示	公 表
耐震診断義務付け対象建築物	耐震性能がⅠランク又はⅡランクの建築物	耐震性能がⅠランク又はⅡランクの建築物
優先順位	原則として表 1 の「用途」欄において以下の順。 ①災害時の拠点となる建築物 ②不特定多数の者が利用する建築物 ③危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 ④上記①～③以外の用途 同じ用途の場合は、耐震性能が低いものを優先。	原則として表 1 の「用途」欄において以下の順。 ①災害時の拠点となる建築物 ②不特定多数の者が利用する建築物 ③危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 ④上記①～③以外の用途 同じ用途の場合は、耐震性能が低いものを優先。

表 19 各ランクの建築物の耐震性能

耐震性能ランク	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性 (耐震性能ランクの説明)
I	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
II	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
III	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※耐震性能ランクは、耐震診断方法毎に、平成 27 年 12 月 11 日付け国住指第 3435 号の「耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断の結果の公表について(技術的助言)」の別表 1 及び別表 2 に定められた構造耐震指標 (I s) 等の大小 (判定式) で算定される。

## (2) 指示対象建築物

### ① 指示対象建築物である旨の周知等

法第 15 条第 2 項に定める指示対象建築物の所有者に対して、指示対象建築物 (表 1、図 3 参照) である旨の周知を行うとともに、耐震診断及び耐震改修の指導・助言を積極的に行います。

### ② 指示対象建築物の指導等の方法

#### <指導・助言>

建築物の耐震診断・耐震改修の必要性を説明し、耐震診断等の実施を促すほか、建築物定期調査報告等と併せた文書の送付等により啓発しながら、随時相談に応じる方法で行います。

#### <指 示>

指導・助言により耐震診断又は耐震改修の実施を促しても指導等に応じない場合は、具体的に実施すべき事項を示した指示書を所有者に交付します。

なお、この指示は、指導・助言を経ずに行うことも可能としています。

#### <公 表>

正当な理由がなく、耐震診断又は耐震改修の指示に従わないときに行います。

なお、指示対象建築物の所有者が指示を受けて直ちに指示内容を実施しない場合であっても、耐震診断又は耐震改修の実施計画を策定し、計画的な耐震改修等が確実に行われる見込みがある場合は、その状況を考慮して判断します。

この公表は、法に基づくものであること、県民に広く周知できること、対策に結びつくこと等を考慮し、福島県ホームページへの掲載や各建設事務所・市町村での閲覧等により行います。

### ③ 指示及び公表の対象となる建築物の選定及びその優先順位

耐震診断又は耐震改修の指示を行う建築物、及び正当な理由が無く指示に従わないために公表する建築物の対象と優先順位は表 20 のとおりとします。

## (3) 指導・助言対象建築物

法第 15 条第 1 項に基づく特定既存耐震不適格建築物 (指示対象建築物を除く。) の所有者に対して行う耐震診断又は耐震改修の指導・助言は、建築物の耐震改修の必要性を説明して耐震診断等の実施を促すほか、建築物定期調査報告制度を活用して啓発文書を送付し、随時相談に応じながら進めます。

表 20 指示及び公表の対象建築物の選定及びその優先順位

	耐震診断	耐震改修
対象とする建築物	法第 15 条第 2 項に基づく指示対象建築物 (表 1 参照)	左欄の指示対象建築物で、耐震性能が I ランク又は II ランクの建築物 (表 18 参照)
指示の優先順位	原則として表 1 の「用途」欄の ①災害時の拠点となる建築物 ②不特定多数の者が利用する建築物 ③危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 ④ ①～③以外の用途	左欄の①～④の順。 同じ用途の場合は、耐震性能が低いものを優先。
公表する建築物	昭和 46 年以前の建築物 (昭和 46 年に改正された建築基準法施行令の構造基準を満足していない建築物。阪神・淡路大震災建築震災調査委員会報告で、建築年と被害状況との関係から昭和 46 年以前の建築物は倒壊等の甚大な被害が大きいことが報告されているため。)	a)耐震性能が I ランク又は II ランクの ①災害時の拠点となる建築物 b)耐震性能が II ランクの ②不特定多数の者が利用する建築物 ③危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 ④上記①～③以外の用途
公表の優先順位	原則として表 1 の「用途」欄の ①災害時の拠点となる建築物 ②不特定多数の者が利用する建築物 ③危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 ④上記①～③以外用途	左欄の①～④の順。 同じ用途の場合は、耐震性能が低いものを優先。

### 3-2 建築基準法

県は、法第 12 条第 3 項の規定による公表を行った耐震診断義務付け対象建築物、又は法第 15 条第 3 項の規定による公表を行った指示対象建築物で、建築基準法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物又は階数が 5 以上で延べ面積が 1,000㎡を超えるもののうち、震度 5 強程度の地震で倒壊するおそれのある耐震性能（表 19）が I ランクの建築物の所有者が耐震改修など必要な対策を行わない場合に、建築基準法第 10 条第 1 項により勧告し、これに従わない場合、同条第 2 項又は第 3 項により命令<sup>(※)</sup>することとします。

(※) 命令……建築基準法第 10 条では、同法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物又は階数 5 以上で延べ面積が 1,000㎡を超える建築物（同法 3 条第 2 項の規定により第 2 章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となると認める場合において、保安上必要な措置をとることを勧告、場合によっては命令することができるとしています。

### 3-3 その他

所管行政庁が優先的に指導等を行うべき建築物の選定及び実施の手順、公表の在り方、建築基準法に基づく勧告・命令は、法的根拠と県内の均衡を保つため、所管行政庁間で十分に協議・調整を行います。





# 福島県耐震改修促進計画 (令和3～12年度)

## 資料編

1	特定建築物等の耐震化の状況 .....	32
2	福島県耐震改修促進計画の改定経緯 .....	34
3	地震の規模・被害の想定 .....	37
4	その他関連資料 .....	41
	(1) 耐震診断義務付け大規模建築物 .....	41
	(2) 防災拠点建築物（第1次指定） .....	42
	(3) 防災拠点建築物（第2次指定） .....	46
	(4) 防災拠点建築物（第3次指定） .....	48
	(5) 大地震時にその円滑な通行を確保すべき避難路（緊急輸送路） .....	48

# 1 特定建築物等の耐震化の状況

特定建築物		対象建築物 (①=② +③)	昭和56 年6月 以降の 建築物 (②)	昭和56 年5月 以前の 建築物 (③)						耐震性 能満足 棟数 (⑤=② +④)	耐震化率 (⑤/①) (%)	
法	用途				診断実 施棟数	診断実 施率 (%)	基準満 足棟数 (④)	基準 不足 棟数	基準強 度不明 な棟数			
法第14条第1号	防災拠 点施設 (庁舎等)		158	97	61	57	93.4%	48	9	4	145	91.8%
		公共	149	88	61	57	93.4%	48	9	4	136	91.3%
		民間	9	9	0	0	-	0	0	0	9	100.0%
	避難施 設(学校、 体育館 等)		2,732	1,499	1,233	1,147	93.0%	1,077	70	86	2,576	94.3%
		公共	2,216	1,077	1,139	1,111	97.5%	1,047	64	28	2,124	95.8%
		民間	516	422	94	36	38.3%	30	6	58	452	87.6%
	緊急医 療施設 (病院・診 療所)		268	163	105	40	38.1%	22	18	65	185	69.0%
		公共	33	23	10	9	90.0%	9	0	1	32	97.0%
		民間	235	140	95	31	32.6%	13	18	64	153	65.1%
	居住施 設(共同 住宅、ホ テル)		2,598	1,694	904	495	54.8%	477	18	409	2,171	83.6%
		公共	1,253	797	456	449	98.5%	445	4	7	1,242	99.1%
		民間	1,345	897	448	46	10.3%	32	14	402	929	69.1%
	不特定 多数が 利用す る施設 (※)		372	226	146	27	18.5%	18	9	119	244	65.6%
		公共	70	59	11	8	72.7%	5	3	3	64	91.4%
		民間	302	167	135	19	14.1%	13	6	116	180	59.6%
	多数が 利用す る施設 (事務所、 工場)		675	480	195	52	26.7%	38	14	143	518	76.7%
		公共	69	47	22	20	90.9%	12	8	2	59	85.5%
		民間	606	433	173	32	18.5%	26	6	141	459	75.7%
第1号 建築物 合計		6,803	4,159	2,644	1,818	68.8%	1,680	138	826	5,839	85.8%	
	公共	3,790	2,091	1,699	1,654	97.4%	1,566	88	45	3,657	96.5%	
	民間	3,013	2,068	945	164	17.4%	114	50	781	2,182	72.4%	

※ ・④の基準満足棟数は、耐震補強により基準を満たしたものを含む

・原発事故による避難指示区域の指定棟により使用停止となったもの、地震・津波等の被害により使用停止となったものは除く。

特定建築物		対象建築物 (①= ②+ ③)								耐震性能 満足棟数 (⑤= ②+ ④)	耐震 化率 (⑤/ ①) (%)
法	用途		昭和 56年 6月 以降 の建 築物 (②)	昭和56 年5月 以前の 建築物 (③)	実施棟 数	耐震診断 実施率 (%)	基準満 足棟数 (④)	基準不 足棟数	基準不明 棟数		
		法第14条第2号	火薬類								6
公共				0	0	-	0	0	0		
民間				6	0	0.0%	0	0	6		
石油類				122	4	3.3%	2	2	118		
	公共			4	1	25.0%	0	1	3		
	民間			118	3	2.5%	1	2	115		
消防法第二条				76	1	1.3%	1	0	75		
	公共			0	0	-	0	0	0		
	民間			76	1	1.3%	1	0	75		
第2号建築物合計				204	5	2.5%	3	2	199		
	公共			4	1	25.0%	0	1	3		
	民間			200	4	2.0%	3	1	196		

※ 基準満足棟数は、耐震補強により基準を満たしたものを含む。

## 2 福島県耐震改修促進計画の改定経緯

- 福島県耐震改修促進計画は、平成7年に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）を受け制定された耐震改修促進法が平成18年に改正され、都道府県耐震改修促進計画の策定が義務付けられたことから、平成18年度に策定しています。
- 本計画は、策定後複数回にわたって必要な見直しを行っており、その経緯等を以下に記載します。

### （1）平成25年度の改定

県は、平成18年度に福島県耐震改修促進計画を策定し、平成27年度までに住宅及び特定建築物の耐震化率を90%とすることを目標に耐震化に取り組んできました。

しかし、東日本大震災における甚大な被害や社会情勢の変化により、更なる耐震化促進の取組を充実・強化する必要が生じたため、本計画の見直しを行いました。

#### ① 東日本大震災における住宅及び建築物の甚大な被害

東日本大震災において、県内では住宅が全壊約2万棟、半壊約7万棟、一部損壊は約16万棟の計約25万棟の家屋や、その他の建築物約2万8千棟が、全壊・半壊等の被害を受け、多くの建築物所有者等が建て替えや修繕を余儀なくされました。

沿岸部においては、津波による被害が多いと考えられますが、震源地から離れた中通り、会津地方においても、全壊が約5千棟、半壊が約3万6千棟、一部損壊が約10万棟と、多くの住宅が被害を受けています。これらの住宅及び建築物の被害だけを例にみても、県内では過去に例をみない甚大な被害を受けていることが分かります。

さらに、防災拠点となる建築物においても、天井や照明器具、サッシ等の落下による被害を受け、避難所等として被災者に提供できなかった事例がありました。

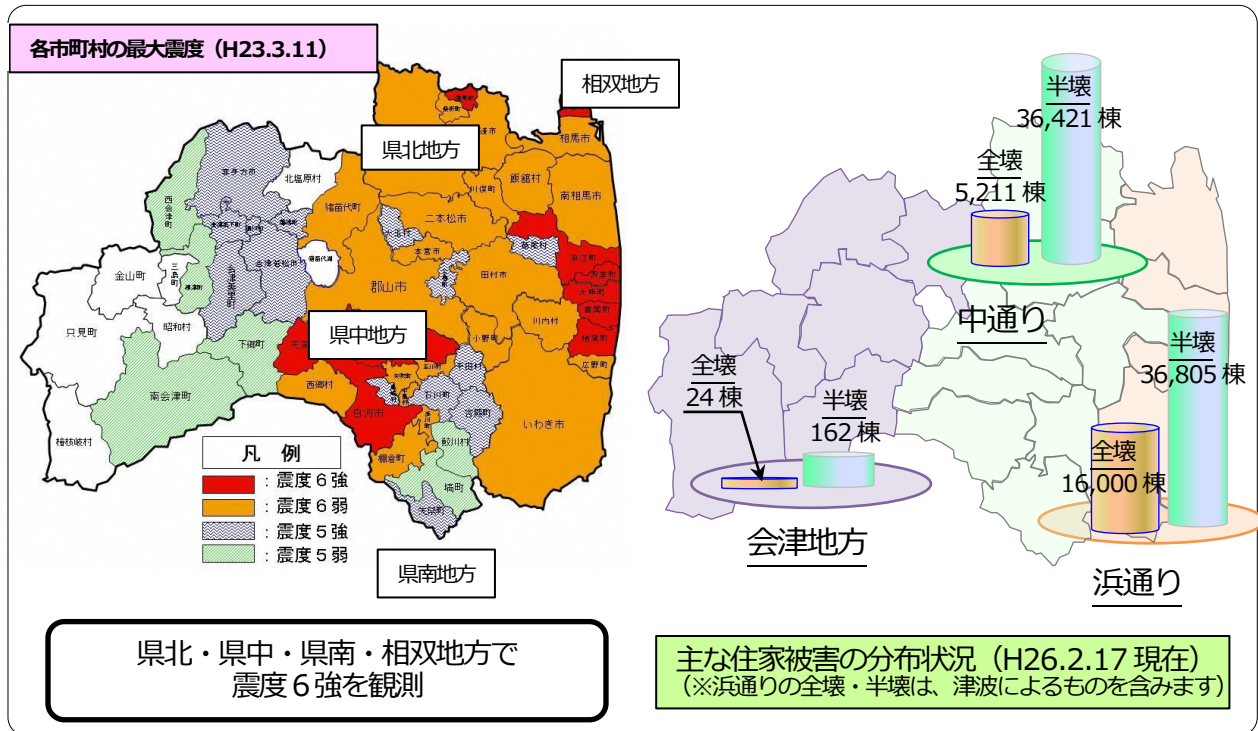


図1 東日本大震災における家屋の被害状況

このように、大地震により住宅や建築物が被害を受けると、その後の生活基盤が揺らぐとともに、倒壊等により避難路等を閉塞し、緊急時に通行障害の要因となることから、大地震による被害を未然に防ぎ、安全で安心な生活を守るため、住宅及び建築物の耐震化や減災化に、より一層取り組む必要がありました。

## ② 国における住宅の耐震化率の目標の見直し

国がこれまでに閣議決定した「住生活基本計画」（平成 23 年 3 月）及び「日本再生戦略」（平成 24 年 7 月）において大規模災害に対する防災・減災対策の向上として、住宅の耐震化率の目標を平成 32 年までに 95%としたことから、これらの計画と整合性を図る必要が生じました。

## ③ 平成 25 年「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正

大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するための「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が平成 25 年 11 月 25 日に施行され、国の基本方針も改正されたことから、改正法や基本方針との整合性を図る必要が生じました。

（改正の主な内容）

- ・ 不特定かつ多数の者が利用する大規模な建築物等に対する耐震診断の義務付け
- ・ 耐震診断及び耐震改修の努力義務の対象となる建築物の範囲の拡大
- ・ 耐震改修計画の認定基準の緩和による増築及び改築の範囲の拡大並びに認定に係る建築物の容積率及び建蔽率の特例措置の創設
- ・ 建築物の地震に対する安全性に係る認定制度の創設
- ・ 区分所有者建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度の創設

## （2）平成 28 年度の改定

平成 25 年の法律改正において、庁舎、病院、避難所等の防災拠点建築物を、都道府県耐震改修促進計画に定めることにより、耐震診断結果の報告を求めることができることとなりました。

このため、緊急に耐震化を図る必要がある建築物、及び耐震診断結果の報告を求める期限を定めました。

## （3）平成 29 年度の改定

平成 25 年の法律改正において、大規模な地震時に、円滑な避難・救助活動等を実施するための緊急輸送路等が沿道建築物の倒壊により閉塞することがないように、耐震改修計画に緊急輸送路等を定めることにより、避難路沿道建築物の耐震診断結果の報告を求めることができることとなりました。

このため、本県において最も重要な役割を担う緊急輸送路線のうち、特に沿道建築物の耐震化を図る必要がある区間を定め、また、新たに防災拠点建築物（第 2 次）を追加し、避難路沿道建築物と防災拠点建築物（第 2 次）の耐震診断結果の報告を求める期限を定めました。

#### (4) 令和元年度の改定

平成 30 年の政令改正において、県又は市町村耐震改修促進計画において指定した避難路（緊急輸送路）の沿道にある一定規模以上の既存耐震不適合のブロック塀等について、耐震診断を義務付ける制度が創設されたことから、当該制度の取組方針について記載しました。

また、新たに防災拠点建築物（第 3 次）を追加し、耐震診断結果の報告を求める期限を定めました。

さらに、避難路（緊急輸送路）の沿道にある建築物の一部について、所有者の特定等に時間を要していることから、耐震診断結果の報告期限を 2 年延長するとともに、「総合的な安全対策により減災化を図るための施策」として「被災建築物応急危険度判定体制の確保」について追記しました。

表 1 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の概要

耐震診断の義務化・耐震診断結果の公表	
病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等	平成 27 年末まで
地方公共団体が指定する緊急輸送路等の避難路沿道建築物	地方公共団体が指定する時期まで
都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物	都道府県が指定する時期まで
全ての建築物の耐震化の促進	
○マンションを含む住宅や小規模建築物等についても、耐震診断及び必要に応じた耐震改修の努力義務を創設	
建築物の耐震化の円滑な促進のための措置	
○耐震改修計画の認定基準の緩和及び容積率・建蔽率の特例 新たな耐震改修工法も認定可能になるよう、耐震改修計画の認定制度について対象工事の拡大及び容積率、建蔽率の特例措置の創設	
○区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定 耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物（マンション等）について、大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件を緩和（区分所有法の特例 3 / 4 → 1 / 2）	
○耐震性に係る表示制度の創設 耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示できる制度を創設	

### 3 地震の規模・被害の想定

#### (1) 「福島県地域防災計画」における想定

「福島県地域防災計画 地震・津波災害対策編」では、福島盆地西縁断層帯地震、会津盆地西縁断層帯地震、双葉断層帯地震、福島県沖地震の4つ（内陸部3、海洋部1）の地震について、建築物等に対する地震被害を想定しています。

表2 定量被害想定結果の概要（福島県地域防災計画／地震・津波災害対策編）

想定区分	①福島盆地西縁断層帯	②会津盆地西縁断層帯	③双葉断層帯	④福島県沖
想定地震	M7.0 W=5km D=10km	M7.0 W=5km D=10km	M7.0 W=5km D=10km	M7.7 浅部 D=20km
想定震度	最大6強	最大6強	最大6強	最大6弱
木造大破棟	11,306 棟	11,031 棟	7,723 棟	4,733 棟
非木造大破棟	497 棟	342 棟	217 棟	158 棟
死者（夜/昼）	840 人/327 人	749 人/278 人	553 人/203 人	346 人/131 人
負傷者（夜/昼）	4,324 人/4,343 人	4,604 人/4,476 人	2,908 人/2,948 人	1,632 人/1,661 人
避難者	51,621 人	38,366 人	28,599 人	35,798 人

①福島盆地西縁断層帯地震（図3-①参照）

福島盆地の西縁部直下で発生。福島市、二本松市、猪苗代町、桑折町、伊達市など震源域を中心に広い範囲に大きな揺れの発生を予想。

②会津盆地西縁断層帯地震（図3-②参照）

会津盆地を始め、猪苗代湖北岸及び西岸周辺など広い範囲にわたって大規模な液状化被害の発生を予想。会津美里町北倍から喜多方市南部に至る地域を中心に会津坂下町、会津若松市、会津美里町などで強い地震動の発生を予想。

③双葉断層帯地震（図3-③参照）

福島県浜通り地方北部を震源。相馬市、南相馬市を中心に新地町、飯舘村など阿武隈山地と太平洋に挟まれた低地一帯にわたって被害が集中的に発生するものと想定。

④福島県沖地震（図3-④参照）

いわき市から南相馬市に至る沿岸部の広い範囲で大きな揺れの発生を予想。

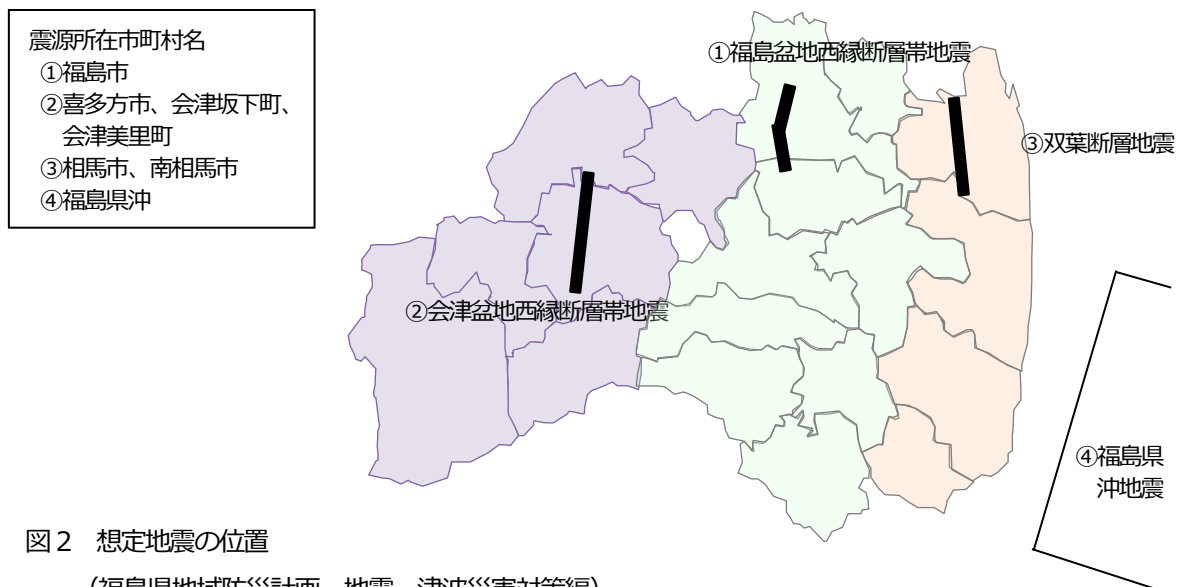


図2 想定地震の位置

（福島県地域防災計画 地震・津波災害対策編）



## (2) 「宮城県沖地震」の想定

政府の地震調査研究推進本部が令和3年1月13日に公表した「宮城県沖地震」の発生確率は、令和3年1月1日を基準日として10年以内に0～0.4%程度、30年以内に60～70%程度、50年以内に90%程度以上となり、それ以前の想定よりも発生確率が高くなりました。

想定マグニチュードは7.4前後ですが、平成23年度東日本大震災の発生に伴い、今後もマグニチュード7.0を超える地震の発生が見込まれています。

昭和53年の「宮城県沖地震」では、県北地方及び相双地方北部で震度5を記録し、建築物被害は、全壊6棟、半壊50棟の報告があり、800戸以上の住宅が何らかの被害を受けています。

平成17年の「宮城県沖を震源とする地震」では、宮城県で最大震度6弱を記録し、住宅被害326棟でしたが、福島県においては最大震度5強にもかかわらず、住宅被害はその1.7倍に上る554棟でした。

また、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第3条の規定により、いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町及び新地町が防災対策推進地域として指定されており、この地域では震度6弱以上の地震発生が見込まれています。

このため、今後発生するものと予想される「宮城県沖地震」においては、県北地方及び相双地方の北部において前回と同程度かそれ以上の建築物の被害が想定されます。

## (3) 「福島県沖地震」の想定

政府の地震調査研究推進本部が令和3年1月13日に公表した「福島県沖地震」の発生確率は、令和3年1月1日を基準日として10年以内に20%程度、30年以内に50%程度、50年以内に70%程度となっており、想定マグニチュードは7.0～7.5程度となっています。

令和3年2月に発生した「福島県沖地震」では、県内の最大震度6強を観測し、住宅被害は全壊118棟、半壊1,804棟、一部損壊は20,113棟となりました。

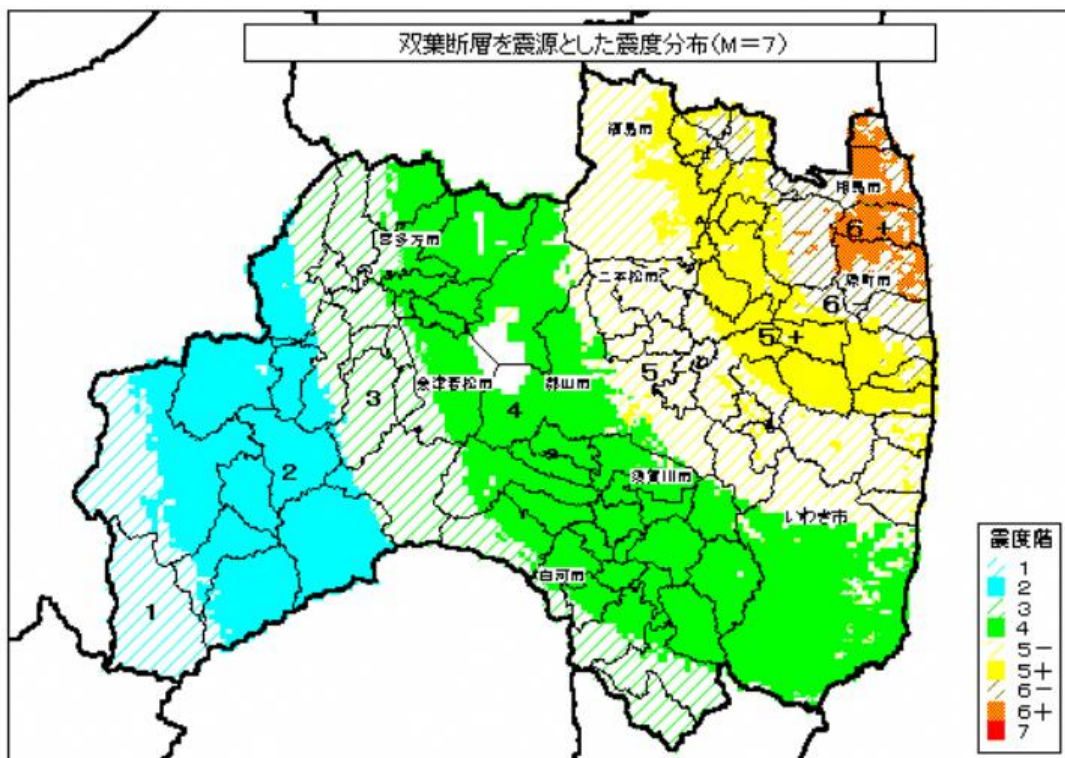
(2021年10月12日現在)



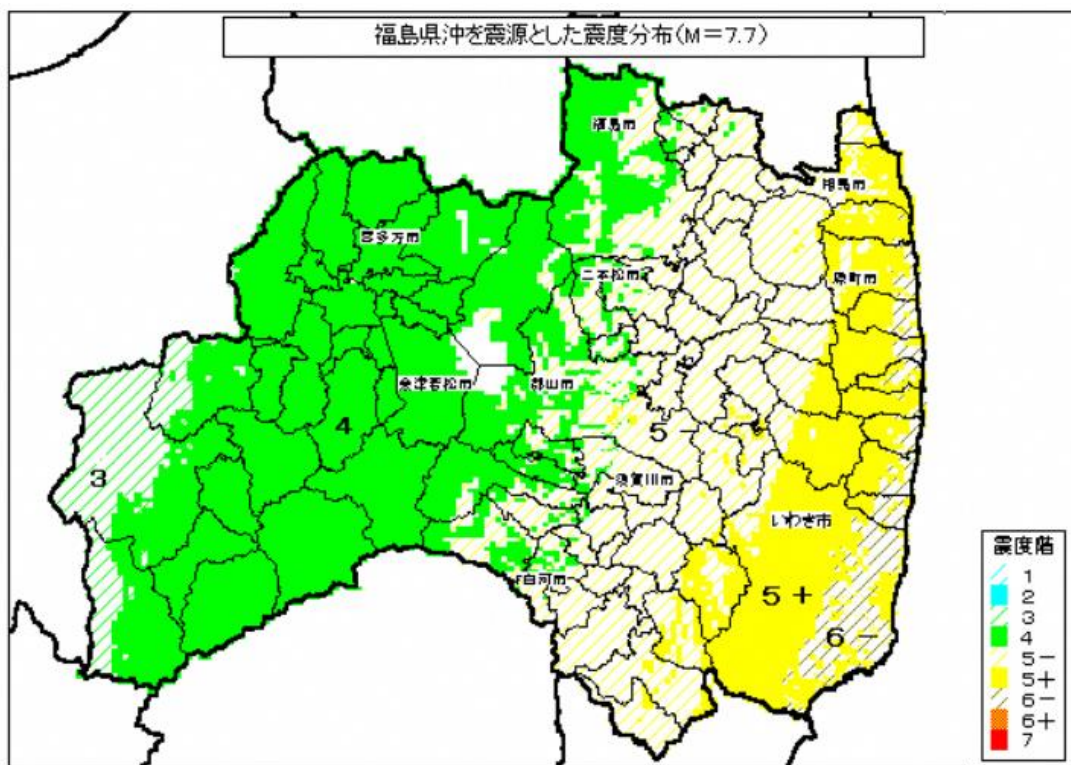
【マグニチュードと地震エネルギー】  
人と未来の防災センター（神戸市）







③ 双葉断層地震の想定



④ 福島県沖地震の想定

図3 想定地震による市町村別最大震度分布図  
(福島県地域防災計画 地震・津波災害対策編)

4 - (1) 耐震診断義務付け大規模建築物（要緊急安全確認大規模建築物）の用途・規模

規模	用途
階数 1 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上	体育館（一般公共の用に供されるもの）
階数 2 以上かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上	幼稚園、保育所
階数 2 以上かつ 3,000 m <sup>2</sup> 以上	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校
階数 2 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの</li> <li>・老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター</li> <li>その他これらに類するもの</li> </ul>
階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設</li> <li>・病院、診療所</li> <li>・劇場、観覧場、映画館、演芸場</li> <li>・集会場、公会堂</li> <li>・展示場</li> <li>・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗</li> <li>・ホテル、旅館</li> <li>・博物館、美術館、図書館</li> <li>・遊技場</li> <li>・公衆浴場</li> <li>・飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール</li> <li>その他これらに類するもの</li> <li>・理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗</li> <li>・車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物旅客の乗降又は待合の用に供するもの</li> <li>・自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設</li> <li>・保健所、税務署その他これらに類する公営上必要な建築物</li> </ul>
5,000 m <sup>2</sup> 以上 かつ 敷地境界線から 一定距離以内に存 する建築物	<p>危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物</p> <p>①火薬類 火薬類取締法施行規則で規定する火薬類の種類及び停滞量に応じた第 1 種保安物件までの距離</p> <p>②消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物、可燃性固体類、可燃性液体類又はマッチ 50 メートル（ただし、川、海その他これらに類するものに接する場合には、当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離を、当建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から川、海その他これらに類するものの反対側の境界線までの距離とみなす。）</p> <p>③可燃性のガス、圧縮ガス又は液化ガス 一般高圧ガス保安規則又は液化石油ガス保安規則に規定する可燃性のガス、圧縮ガス又は液化ガスの貯蔵設備の貯蔵能力又は処理設備の処理能力に応じた第 1 種保安物件までの距離等</p>



#### 4－(2) 防災拠点建築物（第1次指定）

【令和3年4月1日時点】

No.	建築物名称	建築物所在地	延べ面積 (㎡)	構造	階数
1	消防本部・福島消防署	福島市天神町 14-25	1,446	RC造	3
2	福島消防署清水分署	福島市泉字堀ノ内 13-1	300	S造	1
3	福島消防署西出張所	福島市上野寺字辻 48-2	330	S造	1
4	福島市衛生処理場汚泥処理棟	福島市堀河町 9-20	2,054	RC造	3
5	福島第二小学校（屋内運動場）	福島市浜田町 2-1	793	RC造	1
6	福島第三小学校（屋内運動場）	福島市松浪町 3-46	821	RC造	1
7	三河台小学校（屋内運動場）	福島市三河南町 17-7	815	RC造	1
8	岡山小学校（南校舎）	福島市山口字上中田 43	3,517	RC造	3
9	岡山小学校（屋内運動場）	福島市山口字上中田 43	981	RC造	1
10	瀬上小学校（南校舎）	福島市瀬上町字一ノ坪 28	1,608	RC造	3
11	鎌田小学校（北校舎）	福島市丸子字石名田 6	817	RC造	3
12	鎌田小学校（南校舎）	福島市丸子字石名田 6	2,450	RC造	3
13	月輪小学校（屋内運動場）	福島市鎌田字早津小屋 12	388	S造	1
14	清水小学校（南校舎）	福島市南沢又字柳清水 20	2,272	RC造	3
15	清水小学校（屋内運動場）	福島市南沢又字柳清水 20	968	RC造	1
16	矢野目小学校（屋内運動場）	福島市南矢野目字関端 2-1	1,083	RC造	1
17	大笹生小学校（屋内運動場）	福島市大笹生字緑田 1	574	S造	1
18	笹谷小学校（屋内運動場）	福島市笹谷字上町 18	792	RC造	1
19	荒井小学校（北校舎）	福島市荒井北三丁目 7-4	960	RC造	3
20	飯坂小学校（南校舎）	福島市飯坂町字桜下 1	3,035	RC造	4
21	飯坂小学校（屋内運動場）	福島市飯坂町字桜下 1	981	RC造	1
22	大森小学校（北校舎）	福島市大森字南中道 4	1,544	RC造	3
23	大森小学校（南校舎西）	福島市大森字南中道 4	1,619	RC造	3
24	大森小学校（西校舎）	福島市大森字南中道 4	734	RC造	3
25	烏川小学校（屋内運動場）	福島市上烏渡字茶中 40	1,083	RC造	1
26	蓬萊小学校（屋内運動場）	福島市蓬萊町四丁目 2-1	880	RC造	1
27	北沢又小学校（南校舎）	福島市北沢又字愛宕 1	2,759	RC造	3
28	北沢又小学校（屋内運動場）	福島市北沢又字愛宕 1	981	RC造	1
29	福島第二中学校（北校舎）	福島市桜木町 5-20	2,752	RC造	3
30	福島第三中学校(屋内運動場第二)	福島市古川 44-2	830	RC造	1
31	信陵中学校（北校舎西）	福島市笹谷字島原 2	765	RC造	3
32	信陵中学校（南校舎西）	福島市笹谷字島原 2	1,119	RC造	3
33	信陵中学校（南校舎東）	福島市笹谷字島原 2	1,905	RC造	3

#### 4- (2) 防災拠点建築物 (第1次指定)

【令和3年4月1日時点】

No.	建築物名称	建築物所在地	延べ面積 (㎡)	構造	階数
34	北信中学校(北校舎)	福島市鎌田字御坂家 20	2,323	RC造	3
35	北信中学校(南校舎中)	福島市鎌田字御坂家 20	2,263	RC造	3
36	西信中学校(南校舎)	福島市上名倉字道上 6	2,074	RC造	3
37	西信中学校(北校舎)	福島市上名倉字道上 6	919	RC造	2
38	大島中学校(北校舎)	福島市飯坂町字館 1 1	2,492	RC造	3
39	平野中学校(屋内運動場)	福島市飯坂町平野字館ノ前 3-3	1,155	RC造	1
40	蓬萊中学校(東校舎)	福島市蓬萊町五丁目 14-1	4,250	RC造	3
41	蓬萊中学校(屋内運動場)	福島市蓬萊町五丁目 14-1	1,075	RC造	1
42	吾妻中学校(屋内運動場)	福島市町庭坂字原田 8	824	RC造	1
43	蓬萊児童センター	福島市蓬萊四丁目 14-1	300	RC造	2
44	福島県青少年会館	福島市黒岩字田部屋 53-5	3,348	RC造	5
45	医療生協わたり病院(北棟)	福島市渡利字中江町 34	2,553	RC造	4
46	アクティおろしまち (旧福島卸商団地 展示場)	福島市鎌田字卸町 10-1	1,598	S造	2
47	塩沢住民センター	二本松市塩沢町 1-238-1	799	RC造	2
48	石井住民センター	二本松市平石町 365-1	919	RC造	2
49	新殿住民センター	二本松市西新殿字西 1	824	RC造	2
50	旭住民センター	二本松市百目木字向町 126	783	RC造	2
51	戸沢住民センター	二本松市戸沢字下田 100	926	RC造	2
52	保原体育館	伊達市保原町字宮下 111-4	2,380	RC造 +S造	2
53	川俣町中央公民館	川俣町字樋ノ口 11	3,246	RC造	3
54	川俣幼稚園	川俣町字中島 5-1	676	S造	1
55	福田幼稚園	川俣町大字羽田字山ノ坊 15	372	S造	1
56	福田公民館	川俣町大字羽田字姥作 6	413	RC造	1
57	山木屋公民館	川俣町山木屋字小塚 5-8	505	RC造	1
58	滝根行政局	田村市滝根町神俣字関場 118	2,424	RC造	3
59	大越体育館	田村市大越町上大越字元池 175	1,648	RC造	2
60	常葉体育館	田村市常葉町常葉字宮川 12	2,813	RC造	2
61	七郷地区公民館	田村市船引町門沢字新館 117	584	RC造	2
62	中央公民館	平田村大字永田字切田 158-5	1,212	RC造	2
63	勤労者体育センター	平田村大字永田字切田 158-4	1,289	RC造	2
64	白河市役所本庁舎	白河市八幡小路 7-1	8,663	RC造	5
65	西郷村役場庁舎	西郷村大字熊倉字折口原 40	1,832	RC造	2

#### 4- (2) 防災拠点建築物 (第1次指定)

【令和3年4月1日時点】

No.	建築物名称	建築物所在地	延べ面積 (㎡)	構造	階数
66	三神公民館	矢吹町神田西 130-3	874	RC造	1
67	矢吹町役場庁舎	矢吹町一本木 101	2,591	RC造	3
68	会津若松市役所本庁舎	会津若松市東栄町 3-46	4,072	RC造	3
69	北公民館	会津若松市高野町大字上高野字村前 28	895	RC造	2
70	南公民館	会津若松市門田町大字中野字大道西 13	1,027	RC造	2
71	北会津公民館	会津若松市北会津町中荒井字宮西 1-1	1,119	RC造	2
72	河東公民館	会津若松市河東町郡山字中子山 32	1,064	RC造	2
73	ふれあい体育館	会津若松市一箕町大字八幡字八幡 2-1	2,147	S造	2
74	会津若松市文化センター	会津若松市城東町 14-52	5,643	RC造	3
75	若宮コミュニティセンター 附属体育館	会津坂下町大字牛川字寿ノ宮 1715	768	S造	1
76	金上コミュニティセンター 附属体育館	会津坂下町大字福原字福川原 913	602	S造	1
77	広瀬コミュニティセンター 附属体育館	会津坂下町大字青木字青木 139	708	S造	1
78	八幡コミュニティセンター 附属体育館	会津坂下町大字塔寺字北原 787	652	S造	1
79	坂下厚生総合病院	会津坂下町字逆水 50	13,582	RC造	5
80	本名公民館	金山町大字本名字清水 807	415	S造	2
81	沼沢集会所	金山町大字沼沢字上田表 962-1	325	S造	2
82	横田公民館	金山町大字横田字居平 601-1	415	S造	2
83	昭和村役場庁舎	昭和村大字下中津川字中島 652	1,103	RC造	2
84	旧小野川分校	昭和村大字小野川字後沢 508	787	RC造	2
85	昭和村生活改善センター	昭和村大字下中津川字中島 652	486	S造	2
86	大芦管理センター	昭和村大字大芦字宮田 1588	525	S造	2
87	へき地保健福祉館	昭和村大字大芦字中組 48	218	S造	1
88	小野川生活改善センター	昭和村大字小野川字前田 671	204	S造	2
89	喜多方市役所熱塩加納総合支所・ 熱塩加納会館	喜多方市熱塩加納町相田字大森 5000	3,385	RC造	3
90	喜多方市役所高郷総合支所	喜多方市高郷町西羽賀字十二林 2820	1,467	RC造	2
91	熱塩加納体育館	喜多方市熱塩加納町相田字大森 5000	1,985	RC造	2
92	塩川福祉センター	喜多方市塩川町字東岡 320-1	1,436	RC造	3
93	山都体育館	喜多方市山都町字広中新田 1165	1,965	RC造 +S造	2
94	山都開発センター	喜多方市山都町字葎田 960	1,490	RC造	3

#### 4－(2) 防災拠点建築物（第1次指定）

【令和3年4月1日時点】

No.	建築物名称	建築物所在地	延べ面積 (㎡)	構造	階数
95	磐梯町役場庁舎	磐梯町大字磐梯字中ノ橋 1855	2,085	RC造	3
96	南会津町役場館岩総合支所	南会津町松戸原 50	1,728	RC造	3
97	南会津町役場伊南総合支所・ 伊南会館	南会津町古町字館跡 998	2,967	RC造	3
98	南会津町役場南郷総合支所	南会津町山口字村上 864	1,260	RC造	2
99	旧針生小学校校舎	南会津町字針生字下宮 238	1,246	RC造	4
100	南郷体育館	南会津町山口字村上 1074	4,342	RC造 +S造	3
101	明和振興センター	只見町大字小林字上照岡 1300	1,391	R C造	2
102	川内村役場庁舎	川内村大字上川内字早渡 11-2 4	1,402	SRC造	2
103	川内村コミュニティセンター	川内村大字上川内字小山平 15	1,385	RC造	2
104	川内村村民体育センター	川内村大字上川内字小山平 501-12	1,124	S造	2



#### 4- (3) 防災拠点建築物 (第2次指定)

【令和3年4月1日時点】

No.	建築物名称	建築物所在地	延べ面積 (m <sup>2</sup> )	構造	階数
105	福島南消防署杉妻出張所	福島市郷野目字東 1-4	146	S造	1
106	さとうクリニック内科・消化器科	福島市方木田字中屋敷 1-1	327	木造	1
107	AXCビル	福島市栄町 12-18、 12-19の一部、12-20の一部	22,592	SRC造	12
108	飯坂ホテル聚楽 1期	福島市飯坂町字西滝ノ町 27	6,357	SRC造	8
109	飯坂ホテル聚楽 2期		2,601	RC造	3
110	飯坂ホテル聚楽 3期		3,964	RC造	7
111	飯坂ホテル聚楽 4期		8,641	RC造	7
112	飯坂ホテル聚楽 5期		776	RC造	5
113	医療生協わたり病院 (管理棟)	福島市渡利字中江町 34	279	S造	1
114	郡山市田村行政センター	郡山市田村町岩作字穂多礼 72	786	RC造	2
115	郡山市湖南行政センター	郡山市湖南町福良字家老 9381-2	694	RC造	2
116	郡山市立小原田地域公民館	郡山市小原田四丁目 3-4	387	RC造	1
117	郡山市立開成地域公民館	郡山市開成三丁目 14-10	391	RC造	2
118	郡山市立久留米地域公民館	郡山市久留米三丁目 46	396	RC造	2
119	郡山市立赤木地域公民館	郡山市赤木町 7-19	438	RC造	2
120	郡山市立桑野地域公民館	郡山市亀田一丁目 28-4	668	RC造	2
121	郡山市立大成地域公民館	郡山市鳴神二丁目 55	395	RC造	2
122	郡山市立柴宮地域公民館	郡山市安積町荒井字前田 24-1	428	RC造	2
123	郡山市立行徳地域公民館	郡山市富久山町久保田字柵形 43	397	RC造	2
124	郡山市立湖南公民館	郡山市湖南町福良字家老 9390-4	536	S造	2
125	郡山市立安積公民館安積分室	郡山市安積一丁目 30	591	RC造	2
126	武道館	須賀川市上北町 1-5	1,332	RC造	1
127	長沼体育館	須賀川市長沼字鹿之内入 2-3	1,505	RC造	1
128	三春町役場庁舎	三春町字大町 1-2	2,254	RC造	4
129	中央公民館	石川町字高田 200-2	1021	RC造 +S造	2
130	老人福祉センター	石川町字松木下 88	426	S造	1
131	旧中谷第一小体育館	石川町大字形見字形見 217	560	S造	1
132	旧南山形小学校体育館	石川町大字板橋字八升時 25	560	S造	1
133	母畑自治センター	石川町大字母畑字小田口 43	365	木造	1
134	野木沢自治センター	石川町大字中野字水無 59	349	木造	1
135	会津坂下町役場庁舎	会津坂下町字市中三番甲 3662	2,680	RC造 +S造	5

#### 4- (3) 防災拠点建築物 (第2次指定)

【令和3年4月1日時点】

No.	建築物名称	建築物所在地	延べ面積 (㎡)	構造	階数
136	高田厚生病院	会津美里町字高田甲 2981	3,533	RC造	4
137	大原集会所	いわき市小名浜大原字小屋 61-5	166	S造	1
138	錦公民館	いわき市錦町中迎一丁目 12-2	528	RC造	2
139	高坂保育所①	いわき市内郷高坂町一丁目 75-2	430	木造	1
140	高坂保育所②		261	木造	1
141	御厩保育所	いわき市内郷御厩町下宿 99	343	木造	1
142	いわき市本庁舎	いわき市平字梅本 21	23,486	SRC造	8
143	いわき市小川支所	いわき市小川町高萩字下川原 15	697	木造	2
144	いわき市川前支所	いわき市川前町川前字五林 6	786	S造	2
145	文化センター (中央公民館)	いわき市平字堂根町 1-4	8,593	RC造 一部S造	6
146	小名浜消防署 (西棟)	いわき市小名浜字山神北 39-2	1,456	RC造	2
147	小名浜消防署 (東棟)		754	RC造	2
148	内郷消防署	いわき市内郷綴町大木下 18	588	RC造	2
149	川前分遣所	いわき市川前町川前字五林 29-1	125	木造	1
150	田人分遣所	いわき市田人町旅人字下平石 137-1	123	木造	1
151	南部衛生センター 管理棟	いわき市錦町須賀 8-139	740	RC造	2
152	南部衛生センター 二次処理付帯室		220	RC造	1
153	北部清掃センター 管理・工場棟	いわき市平上片寄字大平 23	5,158	RC造	4
154	北部清掃センター 水処理棟		147	RC造	2
155	環境監視センター 庁舎	いわき市小名浜大原字六反田 22	931	RC造	2
156	環境監視センター 倉庫		212	S造	1

#### 4- (4) 防災拠点建築物 (第3次指定)

【令和3年4月1日時点】

No.	建築物名称	建築物所在地	延べ面積 (㎡)	構造	階数
157	医療法人慈久会谷病院	本宮市本宮字南町裡 149 番地	4,734	RC造	5
158	三島町役場・三島町町民センター	三島町大字宮下字宮下 350 番地	2,606	RC造	3
159	社会福祉センター	いわき市平字菱川町 1-3	3,318	RC造	6

#### 4- (5) 大地震時に円滑な通行を確保すべき避難路 (緊急輸送路)

【令和3年4月1日時点】

指定する路線名	左の路線のうち指定する区間	延長 (km)
国道4号	福島市黒岩字榎平地内～福島市瀬上町 瀬上橋交差点	約10.2
国道6号	いわき市四倉町字東一丁目地内～ いわき市四倉町四倉港入口交差点	約1.7
国道49号	郡山市安積町日出山一丁目地内～郡山市喜久田町 東権現橋	約7.7
国道118号	会津若松市一箕町大字亀賀 北柳原交差点～ 会津若松市門田町大字中野字屋敷地内	約5.5
主要地方道小名浜平線	いわき市小名浜字定西地内～いわき市小名浜岡小名字高田地内	約1.4

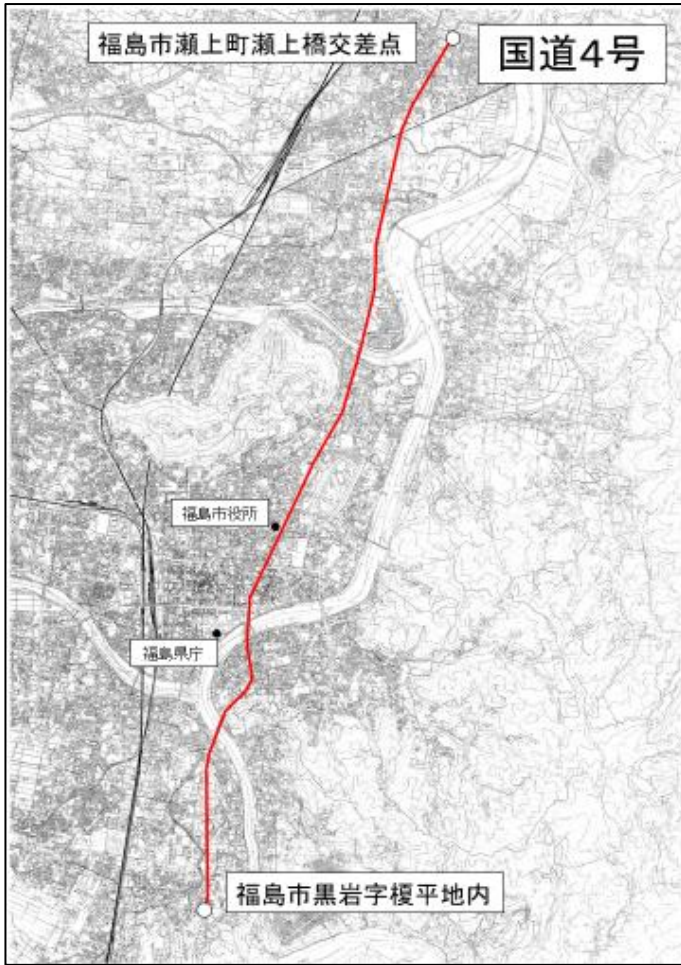


図4-1 指定した避難路の路線図  
(国道4号線/福島市内)



図4-2 指定した避難路の路線図  
(国道6号線/いわき市内)

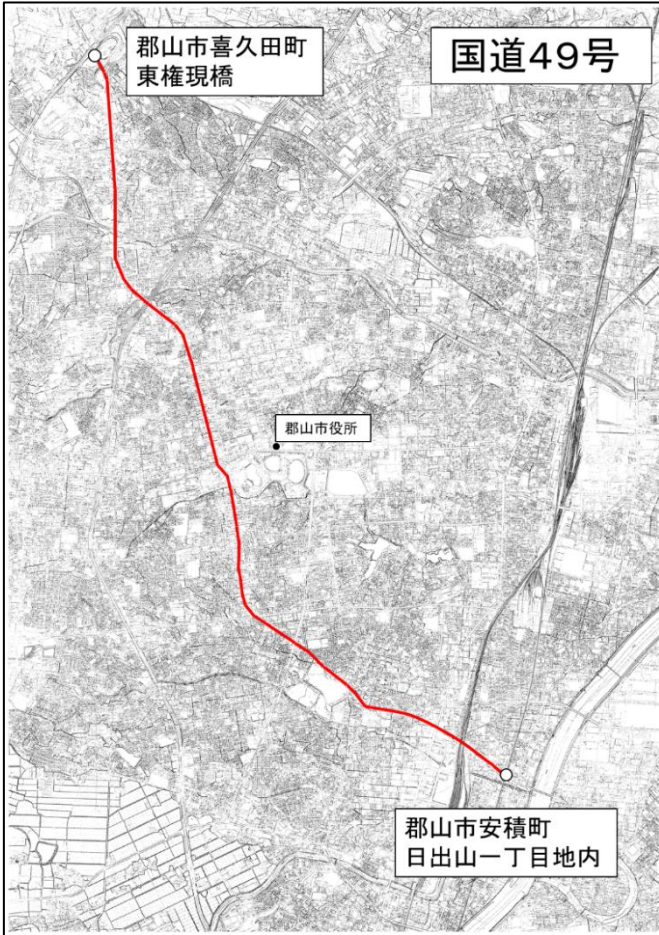


図4-3 指定した避難路の路線図  
(国道49号線/郡山市内)

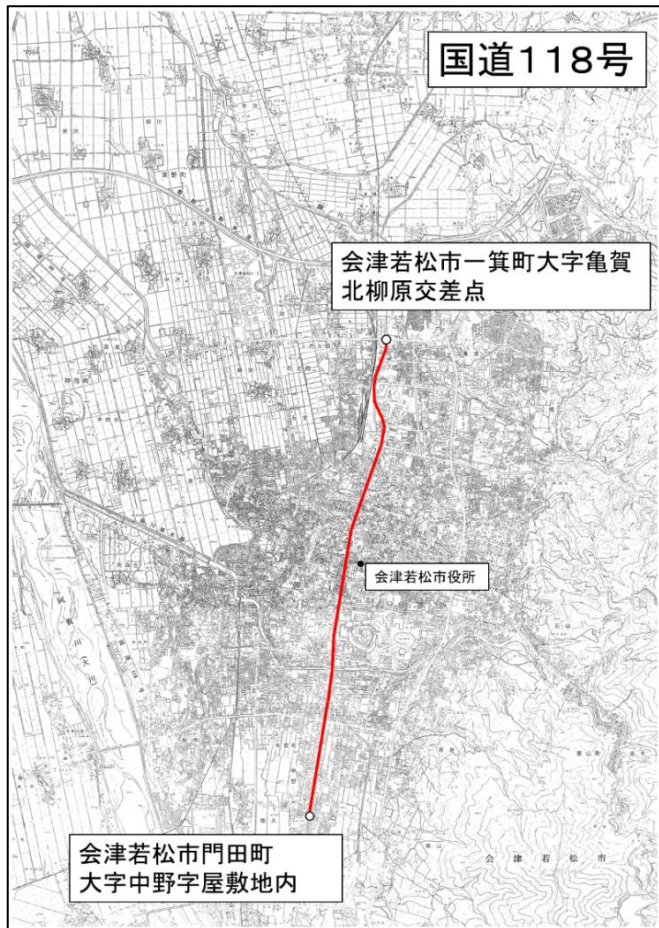


図4-4 指定した避難路の路線図  
(国道118号線/会津若松市内)





図4-5 指定した避難路の路線図  
(主要地方道小名浜平線/いわき市内)



福島県耐震改修促進計画